

平成 25 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録（第 2 日）

平成 25 年 9 月 17 日（火曜日）

◎出席委員（18 名）

委員長 根本 朝栄

副委員長 森 長一郎

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰己 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一
管財課長 柴田 吉博
総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 小野 史典
総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄
市民課長 菊田 忠雄
税務課長 鈴木 利秋
収納課長 木村 修
農政課長 浦山 勝義
商工観光課長 鈴木 良彦
保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 但木 正敏
保健福祉部副理事(兼)健康課長 長田 健
保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹
保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子
社会福祉課生活再建支援室長 阿部 英明
建設部副理事(兼)市街地整備課長 根元 伸弘
建設部副理事(兼)復興建設課長 熊谷 信太郎
道路公園課長 加藤 幸
会計管理者 紺野 哲哉
会計課長 小野 一雄
監査委員事務局長 佐藤 利夫
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 麻生川 敦
生涯学習課長 武者 義典
文化財課長 加藤 佳保
選挙管理委員会事務局長 今野 淳
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 長瀬 義博
主事 熊谷 路子

午前9時58分 開議

○伊藤議会事務局長

皆さんおはようございます。

決算特別委員会に入ります前に、きのう、おとこの台風18号に関する報告について総務部長よりお手元に資料配付してございますけれども、これに基づきましてその対応の状況等について御報告をいただきたいと思えます。総務部長よろしくお願ひします。

○内海総務部長

おはようございます。

昨日、一昨日の台風18号の接近に伴う大雨の状況に対する対応等について御報告させていただきます。

まず、9月15日日曜日の対応でございますけれども、まず雨の状況につきましては、降り始めが10時台でございます。10時から17時まで降り始めからの総雨量が96ミリというような状況でございます。1時間当たりの最大降雨量が52.5ミリというふうな状況でございます。

なお、12時から13時までの間が33.5ミリということで、この間に、つまり12時から2時までの間に集中的に雨が降っていたというふうな状況でございます。

警報の発表の状況でございますが、13時35分、大雨洪水警報が発表になっておりまして、17時19分に同解除ということになります。

被害の状況についてでございますが、人的被害は報告が入っておりません。物的被害につきましては、そこに記載のとおり道路冠水13カ所、土砂崩れ等が2カ所、伝上山地内及び桜木一丁目地内の砂押川堤防付近ということでございます。

市の対応状況につきましては、時系列でそこに記載のとおりでございます。各部の状況につきましてもそこに記載のとおりで対応してまいりました。その他としまして、自主避難の状況で、文化センターにお二人の市民の方が自主的に避難をされたというふうな状況でございます。

次のページをごらんいただきたいと思えます。

9月16日、これは台風の接近に伴うその対応ということでございましたけれども、雨の状況につきましては、降り始めが9時から降り終わりが17時というんですが、これは降ったりやんだりの状況がずっと続いておりまして、降り始めから17時の降り終わりの時間までで積算降雨量が14ミリというふうな状況でございます。この間の一番強かった時間帯が降り始めから7時までの1時間の計量で4ミリ、それから7時から8時までも同4ミリというふうな形で、時間降雨量にしましては通常の雨とほぼ同程度の状況ということでございました。2日目の積算降雨量が14ミリ、前日が96ミリということで、合計しますと2日間で110.2ミリの雨が降っていったということでございます。

警報の発表の状況でございますが、5時53分に大雨洪水・暴風波浪警報が発表になっております。17時46分に大雨洪水警報が解除、それから21時55分に暴風波浪警報が解除

というふうな状況になっております。

被害の状況でございますが、昨日時点の状況でございますけれども、人的被害については報告が入っておりません。物的被害につきましては、強風による屋根の破損が 1 カ所、これは伝上山地内でございます。それから、3 階の廊下、これアパートなんです、アパートの廊下のひさしの部分が破損をしたというふうな状況が 1 カ所、これも伝上山三丁目地内ということでございました。

なお、市の対応につきましては、9 時 45 分に本部員を招集しまして、10 時 30 分に第 1 回の災害警戒本部の会議を開いてございます。以降 9 回の会議を開催しまして、17 時ちょうど災害警戒本部を閉鎖しているというふうな状況でございます。

次のページごらんいただきたいと思います。

各部の対応につきましては、そこに記載のとおり台風の接近に伴って市内巡回初め、広報車による広報、防災行政無線による広報等々を行ってまいりました。

自主避難の状況でございますけれども、市民プールに 1 名の方が避難をされたというふうな状況でございます。

なお、対応職員の状況につきましては、そこに記載のとおりということでございます。

以上、15 日、16 日の本市の対応につきましての報告とさせていただきますと思います。

● 議案第 71 号 平成 24 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について

● 一般会計

○根本委員長

おはようございます。

時間前ではございますが、皆様おそろいですので、直ちに会議を始めます。

ただいまの出席委員は、18 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

それでは、議案第 71 号 平成 24 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを議題といたします。

先日、一般会計の説明が終わっておりますので、これより直ちに質疑を行います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

ご異議なしと認めます。

それでは質疑に入る前に、皆様にお願いがございます。これまでも確認しているとおり、本委員会は限られた時間での決算審査の場であり、多くの委員から発言をいただくため、発言は簡単明瞭に、また、内容はこれまで以上に厳選していただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は 1 回 3 件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に、1 件ずつ質問をしていただくように

お願いいたします。

なお、当局においても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、内容に誤りがあった場合は、原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願いいたします。

それでは、初めに決算の概要と歳入に関する質疑を行います。

さきの議会運営委員会で確認したとおり、ここでは、一般会計決算に係る総括的事項と歳入に関する質疑、また、震災復興計画進捗状況に関する総括的な質疑を行いますので、よろしくお願いいたします。

なお、震災復興計画進捗状況報告書に記載の個別事業に関する質疑については、次の歳出の主要な施策の成果の質疑の中で行っていただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

質疑のある方は挙手をお願いします。

- 決算の概要（総括的事項・歳入）総括質疑
- 震災復興計画進捗状況総括質疑

○金野委員

歳出歳入総括質疑の前に、9月14日の河北新報で、私と認識が違うのでちょっと関係者から答弁を求めたいと思います。

9月14日の土曜日、河北新報に義援金寄附金頼みの綱、これには義援金と寄附金は貴重な自主財源と活用されるとなっているんです。私はこのようには思っていないんですが、それについて意思の疎通、確認のためにしかるべき人からお答え願いたいと思います。

○根本委員長

金野委員、今のは、その記事は、24年度の決算に……（「でも、24年に関係あるんです」の声あり）関係あるという意味ですね。（「はい」の声あり）

○菅野市長公室長

今の河北新報の記事の件でございますけれども、河北新報のほうには義援金と寄附金のそれぞれの被災地の総金額が報道されたというふうに記憶しておりますが、寄附金につきましては、一般会計のほうに計上しながら基金に積み立てて震災関連の事業に充当しております。

一方、義援金につきましては、これは一般会計のほうには計上しておりませんで、歳計外ということで、被災者の方々に義援金の配分委員会等で決定した金額等を配っていると、そういうふうな形になっておりますので、全て一般会計のほうに両方のものが計上されているというものではございません。

○金野委員

それを聞いて安心しました。それでは、質問に入ります。

平成24年度決算に当たり、市長の24年度の施政方針並びに予算案概要も見ました。それで、最優先課題は、やっぱり震災からの復旧・復興であることは誰も認識している予算編成でありました。それで、一般会計では、歳入決算額は408億9,004万6,335円、前年度

と比べて 4.1%の増、一方、歳出決算額も 392 億 524 万 4,047 円、前年度と比べて約 4.5%の増、今までにない最大規模の決算額の中に、16 億 8,480 万 2,288 円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は 4 億 9,424 万 3,007 円、実質的収益は 11 億 9,055 万 9,281 円の黒字、その中から 6 億円の財政調整基金、これには私も驚いているんですよ。この予算説明のときと比べて、この要因は何だったのか、そこで財政担当に今申し述べました実質的収益の黒字とか、財政調整基金の積み立てた要因は一体何なのかをお答えください。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、実質収支が黒字になったということに対してのご質問なんですけれども、その要因なんですけれども、まず簡単にその実質収支が黒字になるということなんですけれども、端的に申し上げますと、まず歳入決算額が歳出決算額を、よろしいですか。

○根本委員長

大きな声でお願いします。何か聞こえないそうなので。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

はい。実質収支が黒字になったということでのご質問、その要因が何なのかというところの説明を求める質問だというふうに受けとめました。それで、まず実質収支が黒字になるということを中心に申し上げますと、いろんな細かい計算とかもあるんですけども、物すごく簡単に申し上げますと、歳入決算額が歳出決算額を上回るということになって、その大きな要因まとめます。まとめて申し上げますと、予定していた収入額がその見込み額よりも多かったということが、まず一つ上げられるんだらうと思います。

もう一つ、非常に大きな言い方をしてしまいますけれども、予定していた事業量まで実は執行しなかったと、その結果として予定していた事業量に見合う財源が残ってしまったということが、その実質収支が黒字になる大きな要因なんだらうというふうに思っています。

あと財源の観点から、ちょっと意味合いが違いますので申し上げますけれども、まず一般財源については、今申し上げましたとおりに、見込みよりも収入が多く入ったということがあるんですけども、さらには、先ほど申し上げました事業の縮小であったりとか、執行がそこまでいかなかった、見込みより執行しなかったということによって、その財源が使用されなかったことによって生じるということが上げられます。

また、特定財源に関して申し上げますと、これ例えば国庫支出金であったりとか、県支出金なんかは上げられるんですけども、これは概算交付されているということがございます。ですから、実績よりも多く交付されたということによって、実は多く入って黒字になっていると、つながっているということが上げられるかと思えます。

今回の平成 24 年度決算、この分についてちょっと具体的にどういった部分でどれくらい黒字が出てしまったのか、出ているのかということをおっしゃるんですけども、今私のほうで捉えている内容といたしましては、まずは震災復興特別交付税、こちらのほうは、まず歳入の欠陥を補填するという働き、もう一つは、復旧・復興事業の地方負担分を補填する、要は地方負担が生じないような形での交付がされます。ですから、この部分というのは

特定財源に近いような形で計算をされてくるわけでありませう。

ただ、そのほかに、これ説明の中でも申し上げたところなんです、現年災分という分ですね、これは災害の規模であったりとか、その災害復旧事業のボリュームによって包括的に計算される部分、この部分というのは実は特定の歳出に対して充てられている財源ではないわけですね。そうしますと、この現年災が大きかったということがやはり今回の黒字につながっている大きな要因なのかなというふうに思っております。この部分の金額が先日も説明申し上げましたが7億1,000万円程度入っておりますので、この部分が非常に大きい。さらに、市税の決算額が予算額、これを上回っているということも上げられます。これは約1億4,000万円上回っているということになります。あと国庫支出金などの特定財源、こういった部分が概算交付として交付されている部分で、実は実績としては交付されている金額までは使っていないような格好になっています。ですから、超過交付、要は多く交付されている分が約2億4,000万円程度あるということがあります。そのほかにも細かい部分としては執行残に伴って一般財源余ったりする部分があるんですけども、そういったものを積み上げとして今回黒字につながっているというふうな捉え方をしています。

○金野委員

もっと簡単に、委員長も言ったように簡単明瞭にお願いしたいんですが、もちろんそうですけども、私の考えは、一般補正予算とか交付金が来たからふえて、それでプラスになったんだと思っているんですよ、単純に言えば。そこで、次のページ11ページ、7-1の11ページに24年度における一般会計補正予算のまとめた表について伺います。

最終的には、補正予算は172億7,703万1,000円ですが、一番下の3月臨時会で宮城県から東日本大震災復興基金交付金、3月の臨時会の説明のときは、津波被災者支援分で津波による被災者の住宅再建支援に使用すると説明を受けています。30億6,250万円、確認のため、11ページには24億5,000万円しか記載されておりません。残りの交付金の説明と基金の種類、1で復興基金とか、復興交付金事業基金というのがありますが、それは何と何で構成されるのか説明を求めます。簡単でよろしいですから。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、1点目の御質問なんです、これは県のほうから交付されている東日本大震災復興基金交付金、これはおっしゃるとおり30億6,250万円が多賀城市の限度額ということで、これは決定されている金額です。今御指摘がありました11ページのところに記載されている基金への積立金が24億5,000万円となっております。この差額なんですけれども、これは6億1,250万円ということになります。これは、まず平成24年度におきましては、交付限度額の8割分を交付するというので、県のほうからいろいろと通知などがあり、その内容に沿って手続をしたところなんです。

残りの6億1,250万円、これはどうなるのかといいますと、これは平成25年度に交付されると。今年度交付されることとなります。それで、これは実は8月9日に県知事のほうから交付決定をいただいております。25年度にその残りの分、6億1,250万円が交付決

定いただきまして、これはもう既に入金しております。この分につきましては、本定例会に提出しております平成 25 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）のほうに計上しておりますので、そちらのほうをあと御確認いただきたいというふうに思います。

次、2 点目の御質問なんですけれども、似たような名称の基金 2 つ設置しております。1 つ目が東日本大震災復興基金なんですけど、こちらのほうは、実は基金は 1 つなんですけれども、中に 3 つの勘定を設けています。1 つは、宮城県からまず一番最初に交付された復興基金交付金分、これ 10 億円弱交付されていますけれども、こちらがまず 1 つ目入っています。これは被災者支援に係るソフト事業に係る部分に充当することができるといった内容の交付金になります。

2 つ目が、ただいま申し上げました県からの交付金なんですけれども、これが津波被災住宅再建支援分として交付されているものです。これは総額で言うと、先ほどおっしゃられた約 30 億円、この分が積み立てられている部分ということになります。これは専ら津波被災地区に係る住宅再建支援に係る支援分としてこれが使われるといった内容で積み立てているものです。

さらに、もう一つ勘定を設けておりまして、この中には震災復興寄附金、これは全国からお寄せいただいている寄附金を積み立てている部分です。この寄附金を積み立てている分のこの 3 つを合わせて東日本大震災復興基金という基金をつくっているわけです。この寄附金分に関しましては、県の交付金のように特にどういったことに使わなければならないというような厳格な制約というのはいないんですけれども、やはり多賀城市の復旧・復興事業に使うためにということで、お寄せいただいていますので、その趣旨に沿った使い方をするように、比較的自由的な使い方をさせていただきたいと思っておりますけれども、その趣旨に沿った内容で使わせていただくというようなことで積み立てをしております。

それともう一つの基金、東日本大震災復興交付金事業基金、こちらのほうは国のほうの東日本大震災復興交付金事業、こちらの採択を受けた際に、国のほうから交付される交付金になります。通常の国庫支出金になりますと、やはり単年度といいますか、年度の制約が非常に強いんですけれども、やはり基金に積み立てることによって複数年度にわたって比較的自由に使えるような格好になっているものであります。この東日本大震災復興交付金事業基金については、そのような国のほうで採択をされた事業の範囲の中でというふうな制約がございます。

以上、その 2 つの似通った名称ではありますけれども、この震災関係の基金の違いといいますか、それぞれの役割についての説明でございました。以上です。

○金野委員

よくわかりました。24 年度は 8 割、25 年度は 2 割ということで、あと最後の 2 番目の質問の復興基金は 3 つの要素があると。ありがとうございました。

次に、27 ページ、この基金が出ましたので、ページ 17 の⑥にも関係あるんですけれども、主な依存財源の状況と主に 27 ページの (6) の基金の状態についてをお聞きします。

積立基金の中ほどに、東日本大震災復興基金が 24 億 7,129 万 254 円、そしてその下に東日本大震災復興交付金事業基金が 76 億 3,861 万 9,157 円が記載されております。先ほど説明のとおり、各種基金を大きく見ると積立基金とか、運用基金に区分されていますが、基金の残高について東日本大震災復興基金と東日本大震災復興交付金事業基金、先ほど説明受けましたが、合わせて震災関係基金でこの表を見ますと、約 83 億 1,000 万円が増加されているように思えますが、主な背景はどうなっているのか、この辺で説明を求めます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、同じ 27 ページのほうを利用して御説明申し上げますが、まず今回それぞれの年度の 5 月末での現在高、こちらのほうの比較をしますと、おっしゃるとおり 80 億円ちょっとの増になっております。その要因としましては、まず 24 年度中の増減のほうでの説明をさせていただきます。

24 年 5 月末から始まるんですけども、まず基金の積み立てを今回約 101 億円積み立てをしています。その要因としては、東日本大震災復興基金のほうでは、こちら約 25 億円程度積んでおりますけれども、この部分は、先ほども出ました宮城県からの基金交付金、これ津波被災住宅再建支援分が多く積み立てられております。さらに、全国からお寄せいただいている寄附金分も当然入っておりますので、こちらの金額約 25 億円積んでいることとなります。

次に、東日本大震災復興交付金事業基金のほうなんですけど、約 76 億円積んでいることとなります。積み立てしております。この内容は、震災復興交付金事業の採択、これは第 2 回申請から第 5 回申請までの分が積み立てられているということとなります。この積み立てによって、この震災関係の基金というのは 101 億円積み立てられていると、積み増しということになるんですけど、24 年度中にそれぞれの基金で復旧・復興事業、そういったものに充当しているということがございますので、財源として使っているという部分があります。これがこちら 27 ページの表の基金繰入額というところに記載されている金額となります。

東日本大震災復興基金のほうでは 1 億 3,000 万円程度実際の事業に繰り入れをして財源として使わせていただいていると。東日本大震災復興交付金事業基金のほうは、こちらは 16 億 6,000 万円、この程度の金額のものを実際の事業の財源として充当するために基金から取り崩しを行っているということとなります。

ですから、24 年 5 月末現在高から見ますと、実際に 24 年度中に積み立てをした、さらに、事業を実施することによって基金からの繰り入れをして財源に充てて使っているということとなります。

なお、東日本大震災復興交付金事業基金につきましては、これは一般会計だけではなくて、災害公営住宅整備事業特別会計、さらに下水道事業特別会計のほうでも共通して使っている基金ということとなりますので、そちらのほかの特別会計のほうでも取り崩しを行って使っているということとなります。このような積み立て、あと取り崩し、こういったことによって平成 25 年度の現在高、25 年 5 月末現在高で 132 億 6,000 万円になっております。

すけれども、先ほど金野委員おっしゃった八十数億円の増というのは、そのような増減があつての結果ということになります。

○金野委員

わかりました。それで、今言ったのは、要するにいろいろな積み立て、取り崩して1年間が動いて、最終的にはこのような結果になったと理解しておいてよろしいですね。

それでは、最後になりますが、これ歳出よろしいですか、総括。

○根本委員長

結構です。

○金野委員

じゃあ、31ページをお願いします。

②の震災関連経費と通常経費について、通常経費のBについてお伺いします。

歳出総額は、下の欄の300億9,406万8,000円、その下のグラフに24年度通常経費推移は同金額ですよ、中段のグラフも。同金額で23年度と比較して約39億5,000万円の増になっています。また、このページで35ページを見ると、上段のほうの震災関連経費と通常経費の推移では、24年度は300億円だったのが、ここでは、35ページでは199億円になっているんですよ。上段の棒グラフの約100億円について説明を求めます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、31ページの震災関連経費と通常経費の推移の部分、通常経費の部分につきましては、先日説明させていただいたとおり、これ歳出決算額から震災関連経費を除いたものの数字になります。ですから、ちょっとこちらの作成する際のルールとしては、個別具体的な震災関連経費、要は震災関係の事業の決算額を除いたものが通常経費だというふうな捉え方をさせていただいています。

そうしますと、これ右側の30ページごらんいただきたいんですが、震災関係基金、先ほどの説明の中に出ましたけれども、東日本大震災復興基金、あとは東日本大震災復興交付金事業基金、この2つの基金への積立金というのも、やはり歳出額として出てくるんですが、この部分は今申し上げたルールといいますか、取り決めて計上していきますと、通常経費のほうに全部入ってしまうということになります。そうしますと、今回特にそうなんですけれども、101億円積み立てをしていることもありまして、非常に通常経費の分が大きくなってしまっているということになります。

ただ、この101億円の考え方なんですけれども、これは県、あるいは国のほうから交付をされた交付金なんですけれども、この交付金というのは、実際その年度には直接に個別具体的な事業にすぐ充てるというものでは実はないわけです。一旦基金に積み立てて、今後必要になってくる事業の財源として使っていくということになりますので、これは間接的なといいますか、将来に備えて一旦蓄えておくということですので、やはり歳出として、支出として考える場合には、ちょっと非常に個別的な事業に当たるわけではないですから、この決算額、数字としては非常に大きなものとしてほかの構成比であったりとか、そういった部分

に影響が出てくるんだろうというふうに思っておりました。

その部分を実は排除して、実際通常事業に関しても個別具体的な事業ではどれくらいかかったのかということちょっと見ていただきたいという思いがございました。それを行ったのが35ページのこの表が3段になって出ております。まず推移の部分と、あと構成比、あとは各款別のグラフになりますけれども、この部分を出した意味合いとしては、先ほど申し上げましたように、間接的に、要は将来の財源として確保するために積み立てを行った。その歳出決算額ですね、その部分を取り除いて実際個別具体的な事業にどれくらい通常経費として使ったのかということを見ていただくために差し引きをしたページであるということです。

そのようなことで、この31ページの推移のグラフと35ページの推移のグラフというのは違いが出てきているということになります。そういった間接的な経費として捉えておりました震災関係基金への積立額、この分を除いて比較をしていただければと思っておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思えます。

○金野委員

わかりました。要するに通常経費というのは、震災関係経費を除いたものを通常経費と理解すると。そして、35ページのやつは、100億円は基金に貯金したんだと、それで理解していいんだね。はい、わかりました。終わり。

○竹谷委員

金野委員の質問は後でフォローしておきたいと思えますが。

3点あるんですが、私は最初に24年度の決算をしてみて、その評価をどのように考えておられるのか。その背景には今後の財政計画の問題もありますので、お聞きしておきたいと思えます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

平成24年度決算の評価ということでありまして、まず平成24年度なんですけど、こちらの予算編成する際にまず考えていたことといたしましては、震災からの復旧・復興を最優先課題として取り組むということが、まず第1の大きな命題でありました。そのようなこともございまして、まず決算の内容的な部分から申し上げますと、まず学校であったり、社会教育施設などの公共施設の災害復旧事業というものがおおむね完了しているのかなというふうに思っております。さらに、災害廃棄物の処理事業、こういった部分も大きく進捗しているというふうに考えております。

その一方で、被災した方々の安定した生活に向けての災害公営住宅の整備の着手であったり、さらには宅地かさ上げ補助事業であったり、さらには住宅再建に係る利子補給、そういった事業も市の単独事業として、独自の事業として創設をして、さらに被災者支援をさらに推進させたというふうに捉えています。

なお、利子補給事業については、平成24年度のくくりで言いますと、利子補給の状態でしたけれども、これは25年度においてさらに拡大して、直接補助、そういった分も含まれる

ようになっております。内容としては、そのようにまず災害復旧事業、そういった部分が大きく進められた。さらに被災者支援、独自の市の支援も大きく進捗した部分なんだろうというふうに捉えております。

一方、決算の規模なんですけれども、先ほど金野委員からもしましたように、歳入歳出決算額ともに過去最大の規模になっております。その要因としては、やはり東日本大震災復興基金交付金、さらに復興交付金、国と県のほうから交付されている交付金の額が合計で約101億円入っているということがあります。そういった部分は歳入として反映されるとともに、積み立てをしておりますので、歳出にも出てきているということになります。

ですから、この部分というのは、非常に直接的な具体的な事業に対する影響というのは現時点ではそれほどないというふうに捉えておりますけれども、これらの積立額は今後の復旧・復興計画、震災復興計画のほうに反映されていくというような格好になっているというふうに捉えています。

そのようなことから、震災復興計画の復旧期を締めくくって、さらにその再生期に向けていろいろ取り組まなければならないんですが、それに当たっての一定程度の備えができたというようなことができるんだろうというふうに思っております。

そのようなことを総合的に申し上げますと、平成24年度の決算の評価なんですけど、復旧・復興事業を積極的に進める一方で、今後の事業への財源的な基盤を一定程度整えることができたのではないかと、そのように捉えております。

○竹谷委員

24年の予算編成は、復旧・復興をまず大前提だということは理解の上です。その財源は、国の震災復興特別交付金なり、いろいろな交付金を活用して、市の財政を活用しないで、国の財政を活用しながらその事業を促進していこうという主眼であったと私は記憶していません。それは今あなたがおっしゃったことがそのとおりだと思います。

しかし、結果的に先ほど金野委員のほうからもありましたけれども、1億2,000万円、昨年度に比べて落ちています。昨年度にしては赤字をしている。今年度は16億円は実際先ほどは黒字だと言っておりますが、昨年度と比べれば1億何がしが赤字をしている。そういう背景を見れば、あの厳しいときの23年度の決算と、今度24年度の決算でいけば、極端にいけば昨年度と比較して赤字にならないのが当然じゃないのかという見方を私したんですよ。

なぜならば、ほとんどが国の予算を活用して、24年度の決算をやったというぐあいに私は理解しているんです。その上に立って、通常的、何事もなかったら、多賀城市の予算はどうなっていくだろうと、財政がどうなるだろうかという視点で見れば、少なくとも私は昨年度より赤字にならないで、昨年度ととんとん、もしくは若干の黒字をするのが決算上出てくるのではないかとこの見方をしておったんですけれども、そういう見方から見れば何の要因があったのか。その辺について分析しておられますか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、大きな違いとしては、やはり震災関連で市のほうに交付されている国庫支出金の関係が大きいのかなというふうに思っております。何が縮小したのかということなんですけれども、やはり交付税関係なのかなというふうな印象を非常に持っています。特に交付税の中でも震災復興特別交付税、今回現年災分という新しい項目が入ってきていますけれども、実際にはこれは、23年度は特別交付税の特例交付というところで計算されていた部分なんかも当然あるわけです。

さらに、震災の進捗によって、実際に市税の戻りなんかもあることも考えますと、やはり交付税の計算のほうは減少させていくような感じになりますし、その入り繰りがあって、実際にはトータルしてみれば黒字にはなっていますけれども、前年度から比べると若干落ち込みがあったというようなことが言えるのではないかとこのように思っています。

○竹谷委員

ずばり23年度の震災交付の特別交付税と24年度の交付税の仕組みが変わったという内容なの、それとも、一般交付税が、普通交付税が減額になったという仕組みなの。その仕組みがどうなっているか。

それから、もう一つ、市税が伸びたけれども、交付税が減ったためにこういうようになったのか。だから、その辺をはっきり、これこれこうだから、こういう状況になったんだということを書いてもらわないと、次の視点に入っていけないと。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

失礼しました。端的に言いますと、これは非常に個人的な印象の部分になってしまうかもしれませんが、やはり地方交付税の部分……。

○根本委員長

ちょっとお待ちくださいね。じゃあお願いします。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

全体的要素としてやはり一番大きかったのは、先ほど竹谷委員おっしゃったとおりだと思います。地方交付税の仕組みが若干変わっている。普通交付税にしてもそうなんですけれども、今回震災復興特別交付税の算定内容が若干変わることによって、組み込まれる収入額での特例加算であったりとか、そういった部分に変更が生じていることになるわけです。

ですから、トータルで見ますと、資料22ページのほうに、その交付税の状況のほうはまとめさせていただいているんですけれども、やはり普通交付税のほうは今回若干ふえるような格好になっておりますが、特別交付税では大きく下がっている。震災復興特別交付税は、これはふえてはいますけれども、この算定項目としては特別交付税のほうから移しかえがあったりとか、その算定内容に若干違いが生じているということがあります。

そのこともありますし、先ほども申し上げましたように、普通交付税と震災復興特別交付税の間でのその算定の内容のやりとりがあったりなんかしますので、その全体でとらえたほうがいいだろうなというふうに思っています。そうした場合に、やはり全体で見ますと2億2,000万円、今回減になっているということがその大きな要因になっているんだと、そ

のように捉えております。

○竹谷委員

ですから、少なくとも関連になるんですかな。ただ、16億円が黒字になったというものでない。歳入と歳出とそれだけだというものじゃない。分析をしていけば、23年と24年度の内容が変わってきている。そこをきちっと説明しないと、多賀城市の財政の24年度の財政構造がわからなくなると。23年度と同じような目線で見られないということなんですよ。国だってね、これからずっと出していけるような特別交付税とか、普通交付税をあげたくないんですよ。震災復興交付金に置きかえて、そういう施策を組もうと俺はしているんじゃないかと思うんですよ。国だって財政が厳しいんだもの。そういう背景を地方行政を扱う、地方財政を考える立場の人は、そこまで裏を考えて、それを阻止していかなければ地方財政が逼迫していくんじゃないかという私は見方をしているんですよ。いかがですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まさにそのとおりでありまして、やはり地方の財政というのは、自主的な部分も当然あるんですけれども、やはり大きな国の財政計画の中で、どうしても何とか予算の編成であったりとか、あと決算を迎えなければならないという状況にあるのはそのとおりでございますので、やはりその辺の国の動きというものをきちんと捉えて分析した上で、要望するものは要望する、さらに訴えるものは訴える、そういう形でやはり対応するということは非常に大切なことだと思っております。

○竹谷委員

決算というのは、私はこの26年度の当初予算編成の中の基本になっていくと思うんです。逆に25年度よりも。その財政構成を見ながらどうやっていくかということを考えなきゃいけないのが決算の私は見方ではないかと、仕組みではないのかなと。そういう意味では、どういうふうに国の財政構造が変わってきているのか、それに対して地方財政にどういう影響を及ぼしてきているのかということ私を考えながら、それがもし大きな問題があるんだというふうに察知をしたからには、いろいろな場面、いろいろなところで市長も含め、全国市長会なり、県の担当者に対しても物を申していく材料にしなきゃいけないと私は思っているんですよ。

3割自治だからというのではなく、あくまでも国に対して、地方が減れば国も減るわけですから、いかに地方が健全に運営していくか、市民のサービスをやっていくかということは、国家国民のためになっていると私は思うんですよ。そういう視点でいけば、もっともっと決算においては地方財政の仕組みはこうなってきた、こういう方向にきている、要は震災後関連で我々は大きな財政になって、隠れみのになっちゃった。それを見きわめながら、将来の地方財政どうあるべきかということも視点に置いていかなければいけない。これは24年度の決算、25年度の決算、大変重要な財政に対する私は仕組みの問題で、考えていかなければいけない時期じゃないかと私は思っている、特に。

そういう意味では、やはりきちっと財政当局預かっているあなた大変だと思うけれども、問

題点を集約して、やはり多賀城市のかじ取りである市長に対して的確に、あなたの上司を通して提言をして国なり県なりに対して物を申していく仕組みを、物を申していく方法論を探るべきではないのかという思いがあるから、私今質問したんですけれども、市長、いかがでしょうか。多賀城市の今の財政から今後大変厳しい状況になってくるのではないのかというふうに思うんですけれども、国の財政が我々地方人に対してどう向いてくるかと、物すごい厳しい状況に、24年度の決算の仕組みで見れば厳しい方向に向かおうとしているように私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○菊地市長

竹谷委員おっしゃるとおりというふうには思いますけれども、当然今回の平成24年度の決算自体は、先ほど竹谷委員おっしゃったとおり26年につながるものじゃなければいけないということは私も当然だというふうに思います。この会計自体、23年度、それから24年度約400億円近い、今までだと200億円いくかいかないかの会計の中で、震災とはいえ、これだけのお金を動かすような状態でございますから、異常だと言えば異常で、中身もいろいろ分析していくと、税収とかなんかもいつもとはかなり違うような状況でございますから、この特別交付税なり、あるいは特別交付金なり、その辺のことも財政担当とお互い話し合いながら、国に対して言いたいことは言うということを考えていきたいというふうに思っています。

○竹谷委員

そのときにね、多賀城の特徴として私は常に思っているんですけれども、国有地が相当あるわけですよ。国有地、準国有地化的なところもあります。政庁跡の土地の面積、普通の市町村であれば相当な税収を生む場所であります。旭ヶ岡の団地、それから丸山の公務員住宅の土地、それから自衛隊、確かに制度上、今何らかの形できてはいますけれども、少なくともこの評価を我々住民並みとは言えませんが、ある一定の評価をして国のいわば負担を求めていくことも、こういう財政厳しい折であれば当然やっていかなければいけない時期でもないかというふうに思います。

議会でも基地協の東北地区の我が議長は責任者になっておりますけれども、基地協も一生懸命やっているようなんですけれども、基地協だけでなく、幅広く国有地が準国有地化されているものはどういうものがあるのか。そして、今の多賀城市の固定資産税に置きかえればどの程度のものになるのか、その辺もきちっと私は事務方を見きわめておく必要がある。そして、そういう資料を県なり国などと折衝をするなり、話し合いをするときに資料として常に懐に抱えておくことが、これから大事ではないのかというふうに私は思うんです。

そうでなければ、市長なり副市長が国、県と折衝をしても根拠づけがなくなると、はっきりした根拠づけを求めておくことが、これからの多賀城市の財政を考えた場合に重要ではないかと。特に災害が起き、工場地帯には特区をやっております。特区をやれば税金も入ってこなくなります。その分は国からの何らかの援助はあると思いますけれども、新たな自主財源というものを考えれば、私はそこまで研究することが今大事ではないかというふうに思

うんですけれども、これは市長に聞いてもあれですけれども、副市長いかがでしょうか。

○鈴木副市長

これはいろいろ国有地に関連する財源のお話でございますけれども、これは御承知だと思いますけれども、一般的に国の財産、これについては固定資産税相当額が別な交付金として交付されております。ただ、その中でも庁舎に関する部分、本体部分ですね、そのことについてはもう交付はされていないという状況でございますので、それについてはやっぱり何らかの手当を求めます。今基地協議会のお話もございましたけれども、例えば自衛隊の部分ですと、燃料室だけが対象になっているということもありますので、それが基地全体対象にならないのかどうか、そんなことも制度の中で場合を捉えて、機会を捉えて訴えてまいりたいというふうに思っております。

それから、準国有地の扱いについてでございますけれども、これは桜木にあるポリテクセンターも、これは今竹谷委員おっしゃられた我々の取り組みの中で、そういったものがないのかということの精査の中でポリテクセンターについては今まで非課税、税金いただいていませんでしたけれども、あれも県のほうと折衝しまして、これ多分補正だったと思っておりますけれども、5,000万円ほどそれをいただくような努力をしたり、そういったことをやっておりますので、これからも引き続きその方向に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○竹谷委員

私は今いかにして自主財源の確立ということも含めて提言をさせてもらった。自主財源というと、税収を求め、滞納者をできるだけ減らすようにする、そして滞納している方の状況をやってびりびりやる場合もありますけれども、やはりそれも一つ義務ですから、必要でしょうけれども、あわせてやっぱりそういう今までないものに手を入れていくということも私は大事ではないかと。25年度の補正予算で出るその努力については感謝したいと思います。そういう一つ一つの努力が私は大事ではないかと。そのための話し合いのときのバックデータが、やっぱりきちっとしてないとなかなか難しいのではないかとこのように思いますので、私はバックデータをきちっとしながら、これからの自主財源の確立のために、幅広い私はそういうものを進めていく必要が大事であろうというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

もっと自主財源についてやろうと思っておりましたけれども、今骨格について市長も御理解していただいたようだし、副市長からは25年度でポリテクセンターの問題についても努力をした経過が出たということですので、これからますます努力をしていただきたいというふうに思います。

もう一つ、自主財源の関係で、この決算から見て考えていかなきゃいけないのが、行財政改革が忘れていないのか。行財政改革の指針をいま一度研究しておかなければいけないのかなと。その中で、今後の24年度の決算を見て参考にして、今後の財政をどうやっていくのかということも改めて研究しておくことが、今一番大事な時期ではないかと

いうふうに私は思っているんですけども、行財政改革の問題、昔の話のようになってい
ますけれども、昨今も大変重要ではないかと。私も長い議会生活の中で、相当一般質問で行財
政改革の一般質問を相当やっております。そういう意味で、改めて行財政改革による多賀城
市の財政の確立というものにもう一度視点を置くということが大事な時期ではないかと思
うのですけれども、いかがでしょうか。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

御指摘のとおり、行財政改革という言葉はなかなか説明の中でも使われなくなって
まいりましたけれども、今はそのツールとして以前までは削減をする、適正定員管理指針で
あったり、アウトソーシング推進指針であったり、そういうふうなものを掲げて削るという
方向性で努力をしてまいりました。削減額を積み上げて御報告をしてまいりましたんです
けれども、平成 23 年度の総合計画第五次からは質的な変換を目指すというふうなことを
掲げております。その一環として行政評価というものを取り入れまして、削減するのはもち
ろんですけれども、詰めるところは詰めてまいりますが、質的な効果として何のためのこれ
をするのか、成果に直結したお金の使い方なのかどうか、そういうふうなことを検証してい
くというふうなところで大きく転換をしていったところでございます。

行政改革の方針としてはまだ掲げてはおりませんけれども、今マネジメントサイクルとし
て 1 年を通して評価という仕組みを回していきながら、今後の改善策を話し合う機会を多
く設けております。今年度からはヒアリングなども設けまして、その結果を来年度の予算に
反映をしていくような一応の回る仕組みを 1 年回させていただいたというところでござい
まして、今後その方向性を見定めながら行政改革に掲げる項目なども精査をしていきなが
ら、この主要な施策の中で報告をしてまいりたいと考えております。

○竹谷委員

ただいまの取り組みの報告をいただいて、うん、なるほどなというふうに思うところでござ
いますけれども、問題は、そこに集う人材の問題だと思えます。少なくともこの問題は大き
な事業であります。その大きな事業であれば、少なくとも私はですよ、プロジェクトチーム
をつくるぐらいの意気構えでやらなければなかなか成功しない。その担当職員に負担をか
けるだけになっちゃう。多くの方々がそれに集うことによって、みずからがみずからを資す
ることができる。いわば一部の人の押しつけでなく、みずからがやっつけていかなければいけ
ないという機運が生まれてこなければ、私はなかなか行財政改革というのは生まれてこない
という思いがあるんで、今の取り組みについては評価したいと思えます。その取り組みが今
後必要であるとすれば、その体制を強化していくというぐらいまでに私は腹を固めてやら
なければいけない、私はそう思うんですけども、担当部長はいかがでしょう。

○菅野市長公室長

委員おっしゃるとおり、やはり今まで多賀城市の行財政改革というのは、それぞれのプロジ
ェクトチームをつくりながらやってまいった経緯がございます。今年度はそういったこと
もありまして、行政コスト計算について一定の職員を集めまして、おくれればせながらそのよ

うな取り組みをしたいという思いもありまして、そういった勉強会を今回始めております。まだ緒についたばかりでございますが、そういったもろもろの勉強会を通しながら、職員の育成を図りながら、行財政改革のほうに今後取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○竹谷委員

ひとつ強かに、市全体をまとめた中でやっていかなければいけない。今日の前は復旧・復興の事業にいわば市民も、市当局も私は主として進めていかなければいけない環境にあるのはわかりますけれども、少なくともこの後どうなっていくのかということは、今からきちっとしていかなければいけない。このことは大変重要なことではないかと思えます。

はっきり例え話で言えば、ここで時間がないので余り言いたくないんですけども、一つの目標に向かってやった、やり遂げるとその次は何をしたいかわからないという結果が生まれるのが多いのがこの世の中だと私は見ております。ですから、一つの目標を完成した、その後にくることを常にやっていかなければ、必ず空洞化が生じてくる。今やらなければいけないのは、復旧・復興が大前提、市民の生活を守ることが大前提でありますけれども、これの事業が終結した後に何がくるか、そのことを思って今から準備をしていかなければいけない、これが中長期財政計画ではないかというふうに私は思っておりますので、公室長の答弁でも一生懸命やろうという発想でございますので、理解をしておきたいと思えます。今後厳しいチェックをして多賀城市の財政が困らないようにしていくために、私も目を光らせていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

3点目、これは細かいことなので、簡単に言ってもらえば結構です。今回の決算書を見ましたら、廃棄物の処理等々が復興交付金でやられておりました。その全体の歳入なんかを含めて、全体ですけれども、主なる復興交付金の支出はそっちのほうが多かったんじゃないかなというふうに思っております。努力によりまして多賀城市は廃棄物処理が他市町村よりも早く終わり、大変安心したわけですね。そのときに発生した鉄くず等の代金の関係はどうなっているのか明らかになっておりません。多賀城市の鉄くず状況はどういうふうになっているのか明らかにしてほしいと思えます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

鉄くずにつきましては、災害廃棄物を多賀城市の一時仮置場、北日本自動車学校のほうに集めておいたものを売却いたしております。売却したものの金額につきましては、24年度におきまして売り払いとして2,700万円ということで、売り払い金額を計上しております。

○竹谷委員

2,700万円、それはどこに入っています。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

済みません、申しわけございません。1,800万円の間違いでございました。失礼いたしました。それで、科目のほうは雑入のほうに入っております。20款5項3目7節雑入でございます。

○竹谷委員

資料は何の何ページ、きちっとなっているのかしないと理解ができない。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

資料4の32、33ページの収入の20款5項3目7節、上のほうになりますけれども、雑入、こちらのほうに入っております。

○竹谷委員

雑入のどこに入っているんですか。だから、どこに入っているの。雑入で、その明細はどこにあるの、そういう項目が上がってきているのが。ただ、そんな通り一遍。この説明は削除して、7-1、7-2でやっているんですよ。誰かその辺きちっと説明してくださいよ。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

7-1のほうで申し上げますと、106ページのこの表の下のほうになりますけれども、震災関連番号の19番のちょっと1つ上にありますけれども、356ということで評価表に載っておりますが、災害廃棄物処理事業、こちらのほうの財源の中でその他のところに載っております1,867万7,000円、これが鉄くずの売り払い収入ということになります。

○竹谷委員

何で準備してないんですか。これ今一番話題になっているんでしょう、県下的に。この問題で他の市町村で特別委員会まで開いているんですよ。何でそういう肝心なことをやらないの。重要な事項じゃないですか。なぜこういうのを説明しないんですか。質問しなければ答弁しないんですか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

鉄くずの売り払い収入につきましては、確かに委員おっしゃるとおり、ほかの市町村において多々問題が生じておるということは聞き及んでおります。私どもとしましては、鉄くずの売り払い等の収入に関しては、そういうのに注意を払ってしてきたつもりでございまして、今委員がおっしゃる意味では注意が足りないのではないかと言われれば、おっしゃるとおりなのかもしれませんが、処理については適正に実施してきたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○竹谷委員

だから、処理をしたから正確だ、問題はないというのはわかりますよ。私は何も疑っていません。ただ、どこにあるのかと問うたら、ここにあります。なぜ説明しないのかと、それを聞いている。私は皆さん方にどうのこうのとあれしているんじゃないですよ。重箱の隅をつつくつもりは毛頭ございません。

ただ、今回の災害の問題で、いろいろ市町村で問題になっているのがこの問題なんですよ。ですから、多賀城市で適切にやっているというのであれば、説明の中で、ここはこういうふうに適切にやっていますよと、重要なところは何なのかと視点が定まってないんじゃないかと私は思う。

やっぱりその辺の今回の決算で何が問題点なのか、何が一生懸命やって成果が上がったの、

と依存財源の分析をやられているんですが、ここ自体には自主財源と依存財源を区別したデータがないんですね。だから、表では追っかけられないんですよ、皆さんの分析を。だから、次回はできれば自主財源と依存財源を分けたデータも出していただければ、なおわかりやすくなるのではないかなというふうに思ったんですが、まずその点について所見を伺いたいと思います。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、歳入のほうでの御提案だったんですけども、済みません、ちょっと意味がつかみかねたんですけども、自主財源と依存財源の分けというのは実際させていただいておまして、さらに、自主財源と依存財源こういったものが含まれるのかということについては、15 ページ中ほどのほうに記載させていただいております。

○藤原委員

いや、私言っているのは、表、データとしても自主財源と依存財源を分けて、自主財源の総トータルが幾ら、依存財源のトータルが幾ら、それから、自主財源の中でのそれぞれの費目の構成比が幾らというようなものがあれば、皆さんの解析を表を見ながら追いかけることができなおよかったなという話なんです。

だから、解説としては、確かに 15 ページの中ごろに自主財源とは何かと、それから依存財源は何かと解説はあるんですよ。だから、それを見て左側のところで、ああこれは自主財源、これは依存財源って区別はできます。ただ、皆さんの分析についていくには、自主財源は自主財源だけでずらっと並べてもらって構成比も書いてもらおうと。依存財源は依存財源だけまとめて、トータルも出してそれぞれ構成比も出していただくと、その資料があればなお皆さんの分析にずっと追いつけていけたのではないかと、そういう問題意識なんです。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

済みません、理解できました。ちょっとそれに近い資料として、実はこれは議会事務局のほうに備えつけさせていただいている決算の補足資料というものがあるんですけども、そちらのほうには似たようなものが載っております。いずれ一覧性を保つということからすると、この今回のような主要な施策の成果に関する報告書、こちらのほうに入れるとなると、かなりボリュームもあるということがございますので、ちょっと今後工夫をして、もし入れられるのであれば、こちらの冊子に入れるような努力というのはしたいというふうに思いますが、何らかの形で今御提案のあった内容の資料というものは提供させていただく方向で検討したいというふうに思っています。

○藤原委員

確かに議会事務局への補足資料の 2 ページにそういうのはあるんです。だけれども、多分議会事務局のデータをコピーして持っているのは私しかいないでしょう、恐らく。だから、やっぱり皆さんがこの中で解説をしているわけだから、だから、この中でやはりきちんとデータをつけるということが私は大事だというふうに思います。

それから、臨時財政対策債についてなんです、7-1 の 25 ページと、それから次のペー

ジの 26 ページです。25 ページでは、市債の状況ということで、24 年度に借り入れた額、それから元金償還の額が記載されていまして、24 年度の借入額 16 億円のうち、臨時財政対策債は 11 億円だと、68.6%を占めているということが書かれています。

それから、26 ページには、その起債残高に対する、市債残高に対する臨時財政対策債の割合、それが 3 分の 1 を超えるところまでできていたということが書いています。この臨時財政対策債というのは、そもそもは地方交付税として交付されるべきものだというふうな理解をしているんですが、その点についてはどういう御認識ですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

おっしゃるとおり、臨時財政対策債なんですが、基準財政需要額の一部を振りかえているということもありますし、さらに、後年度元利償還金については交付税措置が 100%あるということからすると、おっしゃるとおり交付税と同じものでありますと、同様のものであるというような捉え方ができるかと思います。

実際、その実質的な交付税というような捉え方、普通交付税と臨時財政対策債、あわせてそのような捉え方をする場合もありますので、おおむねそのような理解でよろしいのではないかとこのように思います。

○藤原委員

122 ページを見ていただくと、そのことがよくわかると思うんですけども、普通交付税というのは、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額だと、基準財政需要額は 98 億円だと、基準財政収入額は 58 億円だと、本当は 40 億円くるべきものだと。ところが、臨時財政対策債振替分ということで、差っ引かれて残りが交付税でくるというふうになっています。だから、そもそもこれは市債などというものではなくて、交付税として措置されるものだという事は私も皆さんと同じ認識です。

それで、25 ページに戻りますけれども、24 年度に返済した臨時財政対策債については 3 億 6,799 万 6,000 円ということになっています。これは当然基準財政需要額で算定されているということになると思うんですが、この 3 億 6,700 万円のうち、実額として交付税としてどのぐらい措置されているのかというのは考えたことがあるのかと、いつもいつも聞いているんですが、どうですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

今回臨時財政対策債元金償還額として、こちらの 25 ページの表に記載のとおり額がその償還しているものなんですが、じゃあ、実際これに対して交付税どれぐらいなのかということなんですけれども、まず基準財政需要額のところの、まず公債費のところこれが計上されていくということになっております。ただ、この部分については理論償還値でやっていくということになりますので、実際実額とは乖離が生じるということになります。

さらに、基準財政需要額に算入されるということなんですけれども、実際には交付税の計算としては需要額から収入額を差し引くというような格好で計算されていますので、具体的にどれぐらいの金額がその元金償還金として入ってきているのか、当たっているのかとい

うことはちょっと把握しづらい部分というのがあると思います。大変申しわけないんですが、今回その分について実際どれくらいの金額として見合いとして入っているのかということ、ちょっと把握してはございませんでした。

○藤原委員

大体政府として臨時財政対策債に置きかえて、その返還のときに丸々政府が負担するんだったら、何もこんな仕組みつくらなくてもいいですよ。やっぱり政府がもうかるから、政府が地方にある程度負担を押しつけられるからこういうのをやっているんですよ。だから、実際はやっぱりいつも言っているとおり、1 引く財政力指数の分しかやっぱりきてないということだと思うんですね。

問題は、地方の市債残高に占める臨時財政対策債の割合が非常に今上がってきているわけ。多賀城市で3分の1ですよ。これをいつまでやるのかと。大体国と地方で今1,000兆円の借金があるというふうに言われているけれども、地方の借金のかなりの大きな部分が臨時財政対策債になってきているんですよ。私はこれはやはり本来の制度に戻させるべきだと、戻してもらいたいというふうに思うんですが、その辺については市長、いかがでしょうか。

○菊地市長

できればそうありたいなというふうに思います。

○藤原委員

3つ終わったんですけれども、やめたほういいですか。

○根本委員長

どうぞ、いいですよ。あと何点ありますか。

○藤原委員

あと基金の推移について、いいですか。

先ほど議会事務局への提出資料の補足資料、これの10ページ、決算統計における基金残高の推移という表です。それで、平成22年度末に基金残高が幾らで、平成24年度末に幾らになって、幾らふえたのかということについて、まず解説をお願いします。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず22年度末、決算統計押さえているところの22年度末なんですが、64億8,738万7,000円です。そして、24年度末までにそれどれくらいふえているのか、増額の幅なんですけれども、こちらが154億656万7,000円ということになります。

○藤原委員

平成22年度末から24年度末にかけて154億円ふえたということですね。ただ、これは手放して喜ぶわけにはいかない数字でして、そのうち国や県を通じてきた東日本大震災復興基金、東日本大震災復興交付金事業基金があると。それは、平成24年度末は東日本大震災復興基金が33億9,716万1,000円で、東日本大震災復興交付金事業基金のほうは98億6,413万5,000円なので、足せば132億6,129万6,000円になりますね。その数

字は間違いないですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

24 年度末現在での現在高、合計いたしますと 132 億 6,129 万 6,000 円というふうになります。

○藤原委員

それで、24 年度末の基金残高の総額は、218 億 9,395 万 4,000 円だから、今の 132 億 6,129 万 6,000 円を差し引くと幾らになるかと。いわゆる復興事業でもう使わなきゃなくて積み立てる分を差し引くと幾らになるのかと。それを計算すると、86 億 3,265 万 8,000 円になるんですよ、私の計算では。それは間違いないですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

差し引きしますとそのようになると思います。

○藤原委員

その 86 億 3,265 万 8,000 円の中には仮称七小の用地を売って、市債管理基金に入れている分が含まれていますね。しかし、そのお金というのは 10 億 8,511 万 1,000 円なんですが、そのお金は今から返済するので、いわゆる市債管理基金に入れているので、これも行き先が決まっているものと考えて、いわゆる増加分としては考えないことにするので、86 億 3,265 万 8,000 円から 10 億 6,016 万円を差し引くと 75 億 7,249 万 8,000 円になるんですよ。これも間違いないですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

済みません、計算追いつきません。

○藤原委員

私も電卓で計算したので、間違いないと思うんです。今の 75 億 7,249 万 8,000 円から、22 年度末の 64 億 8,738 万 7,000 円を差し引くと、幾らになるか。いわばこれが基金上の多賀城市が純粋にこの震災以降貯金分としてふえた分のお金なんですよ。そういうことになるでしょう。休憩をとって昼休みに資料出しますか。そうしますか、みんなこれ持ってないでしょう。持ってないでしょう。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

済みません、資料いただくのは結構なんですが、質問はどういった趣旨なんでしょうか。

○藤原委員

いや、私はね、震災以降多賀城市のいわゆる貯蓄分というのがどのぐらいの金額になるのかということなんですよ。私の関心は。いわゆる震災事業だとかで使うものともう決まっています積み立てる分あるでしょう、そういう要素を差し引いて。純粋にこの震災以降に多賀城市の貯金分としてふえた金額が幾らなのかということを知りたいんです。

私の問題意識はですよ、さっき言った 218 億 9,000 万円の総基金残高から復興関係を取り除いて、七小の部分を取り除いて、そして 22 年度末の差額を出すと 10 億 8,511 万 1,000 円になるんですよ。ところが、24 年度決算で大きな黒字を出したので、そのうち

の6億円を基金にさらに積み立てることになりました、財調の6億円。それでも16億8,500万円になるんですよ。さらに、25年度の補正予算で貯蓄要素として3億円新たにまた積み立てることにしたんですよ。庁舎の基金に。

そうすると、全部で震災以降、いわゆる多賀城市の財政が厳しいか厳しくないか、私はそんなことは言っていないよ。客観的な事実の問題として、いわゆる震災以降多賀城市の貯蓄額分としてふえたお金は幾らなのかと。19億8,511万1,000円になるだろうということをお願いなんです。だから、それをよくわかるように説明してほしいんですけども、資料をつけて。

○根本委員長

藤原委員、藤原委員の今のお話で皆わかるんですけども。大体わかりますね。（「でも、それを認めてくれないんですか」の声あり）いや、計算が追いつかないんですね。

○藤原委員

私は昼休みに準備した上で答弁いただくということで結構ですから。

○根本委員長

はい、了解です。あと質問ございますか。佐藤委員。

○佐藤委員

行政経営のところで、先ほど竹谷委員か誰かに答弁をしておりましたけれども、これからは質的向上を、転換だか向上だかというお話でしたが、どんなふうに質的に変えていくんだか、向上させるんだか。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

先ほども申し上げましたが、これまで行政改革というと減額、減額、切り詰める、それから乾いたタオルをまだ絞るというふうな切り詰め型の行政改革でございましたけれども、行政経営のマネジメントというふうなものは、成果に対する費用対効果があるのかどうか、時宜に応じた対策がなされているのかどうか、もしかしたら、これはもう行政でやらなくてもいい分野なのではないか。もしくはもっとよくできる方法があるのではないか、そういうふうな質的なやり方であったり、方向性であったりということを、今行政評価の仕組みを使って検討していこうというものでございます。

○佐藤委員

具体的に聞くと、やっぱりこれもあちこち削減されていく方向性にいきそうな気がしないでもないんですけども、この評価資料が大分努力されながら変わってきたというふうには思いますけれども、このことが質的転換とか変更のところで、どのように市民、住民にとって転換して向上していくのかということがうんと大事だというふうに私はずっと思っていて、ずっと言っているんですが、そういうところで何か今のお話だと、どういうふうに住民にとって転換をしていくのかなというところが具体的に見えてこないんですけども、これは具体的に政策が出てこないと言えないことかもしれませんが、そういう部分ではその住民の心の部分とか、住民の暮らしの部分とかの部分を入れながら、腹に入れながらつ

くっていくということがうんと大事だというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

おっしゃるとおりでございます、こちら一つの事務事業だけを見ますと、目の前の顧客に対してどうなのかというふうな御意見はさまざま出ようかと思えます。全体でどのように市民のためにプラスになっているのかというのは、実はこの段階ではなくて、もう一つ上の総合計画に定める施策であったり、それから基本事業であったり、目指す姿の達成であったり、そういうふうなところかと思えます。それを示す指標といたしましては、市民の方々がどのように思っているかというアンケート調査であったり、それからいろいろな統計的な指標であったり、さまざま指標をとってございます。その指標を事務事業を推進していった結果、政策的なものがどのように進展していくのかというふうな視点、非常に重要な視点だと思いますけれども、それを今年度の取り組みとしてただいま作成をしているところでございます。

まだ初めてつくるものですから、なかなか精査が追いつきませんで、今議会に提出することはちょっとできませんけれども、今後作成をいたしましたら、ぜひ皆様に御報告をして、どのようなことになっているのかというふうなことも分析をした結果を共有していきたいというふうに考えてございます。

○佐藤委員

時代の趨勢に合うか合わないかとか、時宜に合ったものかどうかとか、さまざまありますけれども、そのことが即市民生活が満足できるかできないかというふうにつながるものではないというふうに私は思うんですね。ですから、やっぱりそういう立場にきちっと立ちながら、職員の方たちの研修をしっかりとしていくということが大事だというふうに思うんです。公室で立てたものを勉強しながら窓口事務に行く人もいるだろうし、さまざまな出先機関に行く人もいるだろうし、そういうものだけを教育されていくということについては、とても不安に思うんです、私は。この間何回かいろんな場面で行政改革というか、何というか、人が減ってきたという状況の中で、こういう影響があったんだろうなというようなところに対面しました。

ですから、そういう部分では本当に住民の生活がどうなのかと、このことによってどうなのかという部分をしっかりとつかんで対応していかないと、スリムにしていけばいいというものではないというふうに改めて訴えていきたいというふうに思うんです。ぜひ心に入れながら、今からプロジェクトチームを立ち上げてやるそうでございますが、このプロジェクトチームのまず第1にあるものは住民の暮らしだというようなところをしっかりとつかまえておいていただきたいというふうに思うんですけれども、改めて。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

ただいま幾つかの御指摘がございましたけれども、基本的には最小の経費で最大の効果というものが私どもに課せられている使命でございます、限りある行政資源の財政ですとか、それから人材も限りある大事な資源の一つだと思います。その中で、優先順位をつけて

できる範囲でやっていく、その中では最大の効果を目指すというふうなことでございます。なので、行政で直接すべきことなのか、それとももしくは民間でもできることなのか、民間のほうがよりよいことなのかというふうなことも見きわめた上で検討していきたいというふうに考えております。そのときには委員が今御指摘いただいたような市民の生活が第一、市民の暮らしが幸せになるためにというふうなことが私たち全体の使命だというふうには考えてございます。

なお、プロジェクトにつきましては、個々のプロジェクトというもので検討してまいりますけれども、行政評価なり、これからの政策評価なりにつきましては市全体でもってやっていくというふうな体制にしてございます。この主要な施策の成果に関する報告書もその一端であるというふうなことで、これからも研修を重ねながら推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○根本委員長

ほかに質疑ございませんか。竹谷委員。

○竹谷委員

藤原さんの質問にちょっと、ちょっとあるんですけども、私、基金との関係が出てくるんですけども、庁舎の基金をつくりますよね。3億円。今度6億円になりますよね。当初も聞いたような気がするんですけども、しっかりと明らかにしておきたいと思うんですけども、庁舎の建設目標はどこに置いているのか。そして、目標の基金積み立てはどのくらいを想定しているのか。これをきちっとしておかないと、金あるから積むんだ、ないから積まないんだ、財政が危機になったから取り崩すんだということになりやせんか。ですから、その目標と改築目標の年度と基金残高をどこに据えるのか、この辺を聞いたような気もするんですけども、再度確認しておきたいと思います。

○菅野市長公室長

庁舎の建設年時については、庁内の中で確たる年時というものがまだ決定されてございません。ただ、一つの目安としては、災害公営住宅が建設されて、今住まいにお困りの方々のその辺の去就がはっきりするその時点が一つの庁舎の建てかえの時期と、そのあたりで判断するというような形になろうかと思っています。

また、じゃあ幾らぐらいかかるんだということなんですが、これも東庁舎の全面的な建てかえにするのか、それとも部分補修にするのかによって金額的な部分が大きく違ってまいります。今のところ大ざっぱな形で考えますと、20億円から30億円くらいフルでやった場合にはかかるのではないだろうかというふうな、今大ざっぱな積算がございまして。当面積み立てるに当たっては、起債が75%、これは補助金等が入りません。起債が75%の起債で、一応財源的なところは考えられるんですが、残り25%はまさに一般財源を使うこととなりますので、先ほどの数字から逆算していきますと、大体10億円程度までを積み立て目標としてやるのが今後の、先ほども申し上げた建てかえの時期とのバランス、それからどういう内容にするということもあるんですが、おおむねそのあたりを目指しておくと、最大の

部分ではどうか対応できるのではないだろうかというような現時点でのかなり大ざっぱな考え方でございます。

○竹谷委員

そうすると、仮設住宅の解消を行った後に建設年度については検討するという確認でよろしいですか。

○菅野市長公室長

市営住宅関係の建てる箇所が4カ所ということで、それからあと、建設戸数もほぼ決まっておりますので、その辺の実際に皆様方が入居される時期というものを見計らいながら、終わった後に検討するのではなくて、今からもう既に検討を始めなければなりません。ある程度のそのめどが立ったあたりに着工ができるかできないかというところをちょっと検討していきたいというふうに考えてございます。

○竹谷委員

いや、だから、本来は仮設住宅が解消した後ですよ。公営住宅が何ぼ入居あったって、見なし仮設住宅までいろいろある。それが解消しなきゃ、そういう事業に入っていけないという基本方針じゃないですか。そこを俺確認しておきたいんですよ。それが基本なら基本だということきちっとしてください。何だあやふやですよ。災害公営住宅できればいいんだとかという問題じゃないと思うんです。そこなんでしょう。そこどうなんですか。

○菅野市長公室長

先ほど来申し上げているとおり、今現在まだはっきりと庁内の合意がとれてないということで、一つの判断基準としては、災害公営住宅の入居のその辺の予定日であるとか、そういったところが見合いになるんだろうと。これにつきましては、我々執行部だけではなかなか判断するのも難しい部分がありますので、議会の皆様方と相談しながらという形になるかどうかと思いますので、その辺はよろしく御理解いただきたいと思います。

○竹谷委員

だから、今度6億円になるんだよ。それで10億円だろう、あと4億円だよ。1億ずつやって4年だよ。4年後を目安にしていくなのかといたって、だから、そこをきちっとしないと何だかカモフラージュになって、お金がある程度、こんなことを言っちゃ失礼なんです。さっきの議論と一緒になんですけれども、あるからそこに積んでおこうという処置的なものではだめじゃないかということなんですよ。公室長に言ってもそういう答弁しかできないでしょうから、副市長どうですか、大体28年度とか、29年度目安だとか、そういうのあったらちょっと目安言ってよ。

○鈴木副市長

まず、これは今公室長が申し上げましたように、被災をされて住居に困っている方々がいる状態で、東庁舎が非常に構造上問題があって、すぐに手を加えなければならないというのはありますけれども、被災されて住居に困っている方々の目鼻が立たないうちにやっていいのかどうかということもありますので、その辺の災害公営住宅の建設であったり、そういっ

たこと目の鼻が立った段階でこちらも具体化していくという形で進んでいくようになると思っています。

その具体的な年時ということになりますと、これは既に御説明申し上げておりますけれども、27年度は桜木にはもう入居が始まります。それから順次建てていくようなこととなりますので、それで被災された方々が順次こういうことで提供されていきますということをお示しできた段階が、一つの着工するタイミングであろうというふうに思っております。

そのためには、先ほど申しました積み立ての額もおおよそかかる費用の半分ぐらいは積み立てる、あとの半分は将来世代にお任せするということになるにしても、そういったことをやっていく考えでございますので、当てもなく、たまたま余剰金があるから当てもなく、基金に積み込んでいくということではなくて、一定の目安を立てて積み立てについてはおおむね事業費の半分程度、着手する時期については、被災された方々の住居の解決がおおむねめどが立った段階、そういったことで進めてまいりたいというふうに思っております。

○竹谷委員

そうすると、おおよそ10億円を目安にしておこうと。それは財政事情を見ながらそういうふうにしていこうと。それから、これから復興住宅ができるには少なくとも4年はかかるだろうというふうに予測されますが、そこを一つのめどにしておこうというふうに理解しておいてよろしいですか。

○鈴木副市長

そういうことですね。被災者の方々にそういう道筋、手順をお示しできる時期ということの考え方で、ですから、復興公営住宅が全てできてからこっちがスタートということでもなく、その状況を見ながら、場合によっては一部並行的な時期になるかもしれませんし、完全に復興住宅が終わってからになるかもしれませんけれども、その辺の状況を踏まえながら、その時点でいろいろ適時に判断をしていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○竹谷委員

一つ物事をやるには、多賀城市は積立金をつくるのが大変上手な財政運営をするところでございますので、行き詰まってくると一般財源に組み入れましょうというのが、私も大分長くこの場にいるものですから、多賀城市の財政手法がそういうふうなことにたまたま誤解されるような状況があるものですから、この基金だけはそういう誤解がないようにしっかりとさせていただかなければいけないなという思いがありますので、質問させていただきました。ぜひ目標と、そういう関係についてはできるだけ明らかにしたほうが市民にとってもよろしいのではないのかなというふうに思いますので、よろしく願います。休憩に入りますか。じゃあ、休憩に入るようですので。

○根本委員長

ここでお昼の休憩といたします。再開は1時といたします。

午前11時57分 休憩

午後 0時57分 開議

○根本委員長

時間前ではございますが、おそろいでございますので、再開いたします。

財政経営担当補佐。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

午前中藤原委員のほうから御質問があった件で、基金残高、震災前と震災後ではどれくらいふえているのかというような御質問でありました。その趣旨に沿って私なりにちょっと計算させていただいたところでありますけれども、そちらのほうを御説明申し上げます。

お配りしている資料、両面で印刷になっているかと思いますが、そちらの10ページ、6.決算統計における基金残高の推移といったペーパーが、面があると思いますが、そちらのほうをちょっとごらんいただきたいと思います。

それで、先ほど藤原委員のほうから計算のほうの説明ございましたけれども、ちょっとこれから私が申し上げるのはちょっと拾う数字が違うかもしれませんが、その辺ちょっと御了承いただきたいと思います。

まず、藤原委員の説明に沿った形で私のほうも説明させていただきますが、まず、こちらの表の22年度、24年度、これはそれぞれの年度末における基金の残高を示したものでありますけれども、合計の欄をごらんいただきたいと思います。

24年度の合計の欄が218億9,395万4,000円になっています。22年度、これは震災の発災年度ではあるんですが、ほとんどその震災の影響が及んでいない決算の状況というふうにとらえていただきたいと思うんですが、こちらの合計欄をごらんいただきますと、64億8,738万7,000円になっておりまして、この差し引きなんです、純粋に震災前から今回の24年度決算における年度末の基金どれくらいふえたのかという数値になります。こちらが154億656万7,000円ということになります。

このうち、要はいずれ精算が入る基金、要は余れば国庫に返還するとか、県に返還するということになる基金なんですけれども、一部寄附金なんかも含まれてはいますが、あえてすべてまとめて申し上げますけれども、東日本大震災復興基金、それとその隣にあります。東日本大震災復興交付金事業基金というのがございますけれども、こちらの合計した金額、一番下の欄です。24年度の欄にそれぞれ33億9,716万1,000円、98億6,413万5,000円というふうに入っていますが、こちらの合計が132億6,129万6,000円というふうな数字になります。

これはいずれ精算を伴うものなので、概算交付されているところで、純粋に多賀城市の基金として自由に使える基金としてふえたものではないということで、これを差し引くことになります。そうしますと、先ほど申し上げた114億円から差し引くことになりますので、その差し引きが21億4,527万1,000円ということになります。

さらに、先ほど藤原委員から御指摘があったものとして、差し引くものとして市債管理基金

に積んだ七小用地、こちらを売却して得たものは、その七小用地の残債分に充当するために積み立てるものなので、これも純粋にふえたものではないというような捉え方をされてきましたので、この分も差し引きたいというふうに思っています。ここの七小分として市債管理基金に積み立てた金額なんですが、実際積み立てた金額としては10億6,000万円でした。先ほど申し上げた全体からその震災関係の基金の残高を差し引いて、さらにこの市債管理基金に積んだ10億6,000万円を差し引きますと、残りが10億8,527万1,000円になります。

今回決算を迎えることによって、決算剰余金、実質収支の黒字分、こちらの2分の1を下らない額として6億円を積み立てするということになってございますので、そちらの6億円を合計いたしますと、今回の決算によって積み立てされることとなる基金、要は増加したことになる、純粋に増になった基金の額というのは16億8,527万1,000円ということになります。これが今回の決算認定いただいて実際積み立てをした場合に、震災前からこの24年度決算を迎えた24年度末、この間に増加した基金の額ということになります。以上説明を終わらせていただきます。

○藤原委員

加えて、繰り越した額が5億9,000万円ほどあって、そのうちの3億円については庁舎基金に積むと。だから、合計ですね、震災以降これまでに多賀城市が積み立てた要素というのは19億8,500万円になるということになろうと思います。というわけで、当局もお認めになったということです。

言いたいことは何かというと、従来何回も言ってきたので、ここであえて言いません。討論でも触れますし、歳出でも触れるかもしれませんが、何を言いたいのかなということは心の中で考えていただきたいというふうに思います。続けますね。

それから、31ページ、ここで決算額を震災関連経費と通常経費と分けて、実際に震災関連経費で支出したお金が91億1,100万円ということですね。これはよくわかります。それから、国や県からきた交付金を一旦基金に積み立てたものについては、震災関連経費には入れないと。入れちゃうと結局二重計上になっちゃうから入れないと、それもよくわかります、私は。だけれども、そうかといって通常経費に計上していいのかと。結局は震災関連経費にいくんですよ。だから、私やっぱり総務費の135億144万円、このうちの101億952万4,000円がいわゆる基金の積み立て分なんですよ。

だから、私はこの表の中でも通常経費分はそれを差し引くと33億9,191万6,000円なんだけれども、通常経費分は33億9,191万6,000円ですよ。それから、135億円のうち101億952万4,000円については、差し当りは通常経費に計上しているけれども、積み立て分ですよと、やっぱりこの場所でももっとわかるようにしてもらえたらよかったのではないかなと、ちょっとやっぱり通常積み立て分について通常経費に入れるのはちょっとこれは無理があるのではないかなという気がしているんですよ。この仕分けは、政府がこうなさいと言っているのか、多賀城市の自主的な判断でこうしているのかという

ことなのですが、それもあわせて御答弁お願いしたいんですが。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

前段の分、藤原委員おっしゃるとおり、確かに非常にわかりにくいような格好になってしまっているということは私も重々承知しているところでありました。そのようなこともあり、31 ページの表の上のほうに積立金が含まれていると、総務に含まれているというような注意書きをして、さらに、その左側の 30 ページの下のほうに震災関連基金への積立額もあわせて記載させていただいておりました。これで計算していただくということも一つ可能なのかなというふうに思っておりました。

ただ、それでは余りにも不親切ということがありましたので、その分についてはやはり 35 ページのほうに改めてまとめさせていただいて、どういう状況になっているのかということとを再掲させて、再掲といいますか、ちょっと加工した上でもう一度お示しさせていただいているという格好になります。

なお、この 35 ページの表なんですけれども、震災関係基金の積み立てについては 24 年だけではなくて、23 年度から積み立てをしているんですけれども、その部分も含めて今までの推移、その通常経費の分もその推移も含めて見ていただくという意味合いでこの 35 ページのほうを作成させていただきました。

確かに藤原委員おっしゃったように、31 ページでも何らかの加工が必要だろうというようなことは確かに今改めて見ますと、そのような気もいたしますが、ただ、注意書きとして、その 35 ページを参照くださいとか、そういった注意書きぐらいを入れればよかったかなというふうに今ちょっと反省しておるところです。

あと、震災関連経費と通常経費の分け方については、特に政府のほうからの指示、県のほうからの指示、そういったものは全くございません。これは私どものほうで独自に設定している区分けということになります。全国的に行っているものでは、決算統計という全国的な調査があるんですけれども、そちらのほうでもやはり同様の区分けをしております。

ただ、その違いとして大きな部分を申し上げますと、この震災関係基金に対する積立額、この部分については、決算統計上は、実は震災関係の経費のほうに含めるというような格好になっています。これはもともとの決算統計の性質からしますと、やはり通常ベースでの全国的な統計をとるとというような趣旨から、やはり通常には一般行政の部分とかかわりない経費の部分は全て特別な枠に押し込んだと、そういうような関係なのかなというふうに思っております。

ただ、私どものほうで今回まとめさせていただいたのは、やはり実際の歳出、決算額のベースでもってよりどういった事業をしたのか、どういった支出があったのかということを確認するためにこのような分け方をさせていただいて、さらに、そのような考え方をした場合に不明確であった基金積立金、先ほど二重計上というふうにおっしゃられましたけれども、そういった部分もやはり除いた格好でちょっと見ていただくということで、今回このような構成で資料のほうはつくらせていただいております。

○昌浦委員

市債の臨時財政対策債、ちょっと先ほど藤原委員の御質問に対して理論償還値なる言葉が出てきたわけですよ。理論償還値というから、これは多分国のほうでこのくらいだろうというふうな形の数値を設定して、多賀城市にこういうもんだみたいに示されるものなんでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

臨時財政対策債の元利償還金の交付税の算入の方法としてなんですけれども、最近ほとんど理論償還という方法に切りかわってきているんですけれども、以前ですと実際に元利償還金として生じた金額を交付税の需要額のほうに活用するような格好で計算しているんですけれども、最近では理論償還値で計算されると。臨時財政対策債の場合ですと、そもそも資金の借入れ方なんかによって、そうしますと、もともと臨時財政対策債の発行可能額というのが計算上出てくるんですけれども、その可能額に対してその資金を使ったんだならば年利何%で何年間と計算して、その年度、年度の金額を需要額に算入していくという方法でこれが定められております。これは毎年交付税関係の算定様式などがあるんですけれども、そちらのほうに組み込まれるような形で計算されるような格好になっております。

○昌浦委員

わかりました。じゃあせっかくだから、資料 7-1 の 26 ページのこの市債残高の推移なんですけれども、国がいわゆる理論償還値というもので計算をしていると。これ多賀城市実際は償還をし続けるわけなんですけれども、国のほうでは地方交付税の中にこういう形で入れ込んで、仮に言えばこの 15 年、これ何年で市は償還していて、その間国からその補填する分ぐらいのお金がくるのかという、ちょっと素朴な疑問を持ったものですから、15 年でなければ、当該年度 24 年度でも結構ですから、こういう仕組みなんだというのをもう少し詳細に説明してもらえませんか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

臨時財政対策債の元利償還金については、100%需要額のほうに算入されると、公債費として需要額のほうに算入されるというふうになっております。これは理論償還で計算していきますけれども、その期間全部をトータルして見ていくと 100%入るような形で計算されています。年度年度で若干その数字が違ってきていますので、それはずれが多少生じることがあろうかと思えます。

実際公債費に算入されて、要は需要額に積み上げられていくわけなんですけれども、じゃあそのうちどれぐらい交付税として実際うちに入ってくるのかということに関しましては、実際交付税というのが需要額と収入額の差し引きの部分で生じる交付基準額、その部分をベースにして計算されるということになりますので、実際今回の場合ですと、臨時財政対策債の元利償還金の幾ら部分が実額として交付税に入っているのかというのは、なかなか計算というのは困難な状況になっています。残念ながらちょっとそこまで比例計算とか、そういった部分で計算までしてちょっと把握はしておりませんでした。

○昌浦委員

今ちょっと、私もそこがうんと不可解なところなんですよね。いわゆる前だと大体このくらいの年数とか、年何%で市は償還していくんだみたいのが、前はそういう仕組みであったんですけれども、その理論償還値なるものになると、それで、ちょっと失礼ですけれども、ちょっと確認しておきたいんですよ。

いわゆる基準財政需要額とか、これというのは、市のほうでこのくらい必要だよと申請して、国がそれを認めるという方式ですよ。それとは違って、多分そうだと思うんだけど、国のほうで多賀城市さんの基準財政需要額はこのくらいですよみたいな形で、いわば国のほうでお決めになって交付税というものを決めていると私は思うんですけれども、確認したいんです。御答弁ください。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

需要額の算定の仕方なんですが、各行政項目、分野に分けて計算していく部分と、あと包括的に計算する部分なんかがあるわけです。その個別の部分に関して各行政分野で、例えば10万人規模の自治体というのが最も基準として考えていくんですけれども、その団体でこういった例えば民生費関係、福祉関係のある事業をするんだとすれば、それに対してどれくらいの経費がかかるのかということベースにして単価をそれぞれ決めていくわけです。各行政分野でそれぞれの単価を決めていく。それに対して人口であったり、面積であったり、そういった自治体のそれぞれの状況の数値を掛けていく、測定単位と言うんですが、そういったものを掛けていったりするわけです。

場合によっては暖かいところ、寒いところでも若干かかる経費が違ってきますので、補正なんかも行っていくわけです。ですから、そういった単価が決まって補正する計数が決まっていて、さらにそれに測定単位として実際の人口であったり、面積掛けたりするわけですから、それでもって計算が全部されていくというような仕組みになってきます。ですから、こちらのほうのさじかげんでこれぐらいかかります、これぐらい必要ですよというようなことはほとんど反映されない格好になっておるんです。ですから、国のほうで定めた単価、計算方法、そういったものですべて計算されてくるといった内容になっております。

○昌浦委員

昔地方交付税は、本当に離島とか山間へき地にはトッピングはやたらあったんです。それは置いておきまして、じゃあちょっと私気になるニュース聞いたんですよ。国は将来不交付団体を多く認定するというのかな、そういう方針でおるようにちょっと仄聞しておるんですけれども、このもし臨時財政対策債、多賀城市はまじめになって償還していますが、仮に多賀城市不交付団体になったら、これは全部市のほうの手出しになりませんか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

交付税の交付団体から不交付団体に切りかわるというケースは、今現在もあるわけです。ちょっとぎりぎりのところのその部分で生じる、要は財政力の高い団体でそういうことは今でもあるのかもしれない。実際その辺の状況というのは私把握したわけではないので何

とも言えない部分はあるんですけども、ただ、一般的に考えていきますと、やはりそれぞれ需要額を計算して、収入額を計算して、その上で収入額が需要額を上回ってれば、それは交付されないというような格好に当然なるわけですから、それまで臨時財政対策債を発行していたんだとすれば、その部分というのは当然交付税が交付されないわけですから、その分の補償はなくなってしまうというようなことになろうかと思います。

ですから、今現在臨時財政対策債の残高が残っておりますけれども、これが多賀城市不交付団体になった場合どうなるのかというと、手出しというふうに確かになるのかなというふうに思っております。ただ、将来的に国のほうで不交付団体をふやすとか、そういった算定ちょっと私認知していなかったものですから、何とも言えないんですが、もしそうなるとした場合、これは交付税の算定方法に相当な大きな改変といいますか、変革があるんだろうというふうに思います。

そうしますと、これ多賀城市だけの問題では当然なくなるわけですので、例えば理論償還の期間が残っているのに関しては、これは当然経過措置的にこれは認めてもらうというような方法など、これは当然いろいろな関係団体であるとか、国の機関、そういった部分に対して、やはりしかるべき措置をとるように訴えかける必要があるんだろうというふうに思っております。

○昌浦委員

わかりました。その覚悟をちょっと確認しておきたかったので、質問させてもらったんですけども、国は景気のいいときは金持ち父さんで、いいですよ、いいですよ、市町村さん、あなた方はどうぞ私たちの言うことを聞いてください。それに必要なものはこちらでみんな御用意しますよなんて言っていたんだけど、バブルがはじけて以来、どんどん、どんどんいわゆるもうあなたたちはひとり立ちしなさいというような、いろんな補助金等々も含めて切り詰めてきているように見えるし、御多分に漏れず多賀城市も今大変だろうけれども、国はもっと大変な今財政状況になっておるわけです。

ですから、もうそういう先ほどちょっと意地悪的な質問だったんですけども、仮に交付団体から不交付団体になれば、やっぱりそういうことってあり得るわけですよ。ですから、それはどういう御覚悟でいらっしゃるのかなと思ったら、今明確な答弁をされたんですけども、いわば、ほかの市債はどんどん減ってきているのに、何か知らないけれども、臨時財政対策債だけは右肩上がりで上がってきているということは、逆を言えば国は時間差かけているんじゃないのかと。本来的には交付税の中に算入すべきものを、ちょっと頑張っちゃおうだと、面倒見るからみたいな形で、要は丸額、実額をよこさないで、その分は多賀城市さんのほうで頑張っていたら、この対策債を使ってくれみたいな形になっているんですけども、いつまでも打ち出の小づちあるわけでもない、国も厳しい状況になったときに、ひょっとして交付団体から不交付団体への道を、だって、今聞けば基準財政需要額って国のほうでちょいとお考えのある性質だって確認しましたよね、先ほど。だから、そういうところで、ぎりぎりのところで下げていって、収入額と帆を上げていって需要額のほうを減

らせば、おたく不交付団体になりますよみたいな形だって理論上なるわけですよ。

そういうふうにならないように、目を光らせていただいて、それからあと、これは理事者側の方にお願ひしたいんですけれども、市長会とか、そういうところあたりでも、やっぱりこの辺もよくよく目を光らせていただいて、私が意地悪に想定したようなことにならないように、なる前にもういろんな措置をしていただきたいと思いますと思うんですが、どなたか御答弁お願いします。

○菅野市長公室長

そのようなことにならないように、市長会等、いろんな場面を通しながら地方の考え方をきちっと伝えてまいりたいと思います。

○竹谷委員

簡潔にお聞きいたします。

先ほど震災関係基金の積立額が約 100 億円あるということで説明がありました。この基金の活用方法ですけれども、先ほど庁舎の建設の問題も言いましたけれども、仮設住宅が少なくとも災害公営住宅の建設と同時に解消するというところに相なっていくと思います。少なくとも 3 年なり 4 年なりの経過の中で、そういう状況が生まれてくると私は思っているんですけれども、そういう認識でとらえておいてよろしいでしょうか。

○菅野市長公室長

仮設住宅から災害復興公営住宅のほうへの移転等につきましては、今後一般質問のほうでもいろいろございましたが、県のほうからいただいております東日本大震災復興交付金がございます。これらをうまく活用しながら、いろんな対策を講じていくということが必要になろうかなと考えております。

○竹谷委員

だから、解消が 3 年なり 4 年後に仮設住宅は解消されるだろうという想定でいかがですかと聞いているんです。その質問です。

○阿部生活再建支援室長

仮設住宅の集約の時期でございますけれども、災害公営住宅の進捗状況と歩調を合わせるような形で今後取り組む方向でございます。ですから、3 年から 4 年後の期間を踏まえまして、できるだけ集約する方向で頑張りたいと思っております。

○竹谷委員

いや、頑張るのは結構なんです。ただ、その後なんです。今建てている仮設住宅の跡地の復旧を私は問題にしたいんです。それは当然生活を守ってやるなら早くやらなければいけないです。それは当然のこと。しかし、あの仮設住宅は、それぞれ緊急を要していろいろなところ仮設建ちました。その復旧事業に対してこの基金、震災関係基金の活用ができるのかどうなのか、その辺について聞きたいんです。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、仮設住宅の跡地といいますか、仮設住宅解消後元の土地の状態に戻すということに関

して、これはちょっと検討する必要があるんだろうというふうに思っています。といいますのは、設置するのはやはり県ということもありますので、県のほうの負担がどうなるのかというのが、まずちょっと今この時点ではわからないので確認しなきゃいけないなというふうに思っております。

ただ、もしそうではなくて、例えば復旧して、その後例えば多賀城公園野球場のように、もともと公の施設のあったところに仮設住宅を建てている場合が当然あるわけですから、その部分の復旧という部分に関してはどうなのかということを考えていきますと、今回基金の中でも使うとすれば震災復興基金のうち、これは先ほど午前中金野委員のほうから御質問に答えたとおり 3 つの勘定、3 つの使い方の種類があって、そのそれぞれの内容に合わせて区分けして積み立てしているというので御説明しましたが、そのうちの寄附金が多分使えるだろうというふうに思っております。

いろいろな方法を使って、やはりこの震災関係の基金、特に震災復興基金、こういった部分を活用しながら、やはり仮設住宅解消後の公の施設であったりとか、もともとの公共用地、そういった部分の復旧ができればなというふうに考えております。

○竹谷委員

寄附金だけですか、使えるのは。あと使える要素はないんですか。寄附金幾らあるんですか、残高。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、一応順を追って説明申し上げますが、震災関係の基金の中で、震災復興交付金事業基金、これは国のほうで採択された復興交付金事業に充てる財源としてしか使えませんので、これはまず確実に使えないというふうに見ています。

もう片方の復興基金なんですけれども、こちらは県のほうの基金交付金、さらに基金交付金のうちの津波被災住宅再建支援分が入っているんですけれども、いずれ県のほうからの交付分に関しましては、基本的にはソフト事業に充てるものというふうになっておりますので、やはり復旧事業に関してはちょっと使いづらい部分があるのかなというふうに思っております。そうしますと、多賀城市の復旧・復興のためにお寄せいただいている寄附金が、使い方としては最も妥当なところなのかなというふうに思っています。

それで、次の御質問なんですけれども、今寄附金どれくらい積んであるのかということなんですけど、済みません、今資料のほう確認しております。今ちょっと手元に最新の状態として 25 年 8 月末現在の基金の残高の資料がちょっとありましたので、そちらのほうをちょっと御紹介いたします。

寄附金分といたしまして、25 年 8 月末での現在高です。こちらが 1 億 5,928 万 1,323 円、1 億 6,000 万円弱、今のところ残高としてあるということです。今平成 25 年度の予算に取り崩しを計上している分もあるんですが、それちょっと入れてない状態で、今キャッシュとしてどれくらいあるのかということでの金額でございます。1 億 6,000 万円弱、キャッシュで今こちらのほうを保有しているということになります。

○竹谷委員

あなたの答弁ですばり私が問題にしたいのは、公園球場の復旧事業なんです。県がどうかわからない、であれば、少なくとも今から大体どのくらいかかるかをきちっと想定をして、それに必要な財政を今から確保しておく、これが大事ではないかと思うんです。そういう意思ありますか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まずは、野球場の件なんですけれども、これまず公の施設の設置条例、こちらのほうまだ改正もしていませんし、当然公の施設としては今後ずっと続いていくという前提で、条例のほうの改正もしてないんだろというふうに思っています。ですから、いずれは仮設住宅の解消後には、従来あったような格好で野球場というものは復旧しなければならないというふうなことで認識はしております。やはりその財源についても今ざっと申し上げたところなんですが、寄附金、あるいは何かほかの何か財源があるのであれば、そちらのほうも注意して情報収集などをしながら検討したいというふうには思っております。

○竹谷委員

今充当できる財政が寄附金の約1億6,000万円だと、やはりこの基金の活用をして、いわば公園球場の野球場を復興していかなければいけない。そうであるとするならば、その予定を早目に目算をして、それに必要な分を確保しておくという手段にしておかないと、資金がなくなりました、財政厳しいのでこんな程度ですというわけにもいかない。少なくとも野球場関係者は、今回の地震に、災害に対してやむを得ず、その生活権を守るためにあの立派な球場をあのよう開放したわけでありまして。少なくともその状況が解消され、復興への事業として進めるとすれば、常に当局が言っているように復旧じゃなく復興にも今以上にしていくなだというその精神をそういうものに入れ、置きかえていくことも市民に対する市政のあり方であろうと私は思いますので、少なくともこの決算を踏まえて、これだけの基金があるうちに、25年度中にその状況をしっかりと確認しながら、復旧・復興できる資金の確保だけはしていただきたい。

県がくるかこないかの問題じゃなく、今市として自由に使えるその資金を確保しておくということが大変重要であろうと私は思いますけれども、事務方はそうしようと思っても、トップがその気がなければできません。トップがその気になれば事務方もやらなければいけないので、これは市政を預かるその財政に対しての考え方をきちっとしておくためにも、市長でも副市長でもどちらでもいいですから、今の状況を踏まえて今のうちから自由に使える基金を確保しておくということについて、どのようにお考えになっているのか、お伺いしておきたいと思います。

○鈴木副市長

今竹谷委員が御指摘されたことについては、実はちょっと市長会の中でも一つ話題になっております。多賀城市では仮設住宅は全て市の土地に建てておりますけれども、よその市では、いわゆる民間の土地を借りて建てていて、地主さんの都合で明け渡してくれという話も

出てきておるようでございます。そのときに、今の国の復興関係予算の中で、明け渡しを求められたときにその土地を現況に復する予算がついてないというのが一つの話題となっております。

そういうことがございまして、我々も今具体的に言いますと、多賀城公園のことについても、いずれにしてもどの金を使おうともとに戻さなければならないのは、これは当たり前のことでございますので、ただ、それは仮設住宅を建てた後の原形に復すという予算については、引き続き復興予算を国のほうで認めてもらうように、その動きを進めてまずはしていきたいと思うんです。

そのためにも、おっしゃられたとおり、幾らかかるのかというのは早急にそれは詰めて、国にお願いするにしても、みずからの金を用意するにしても、幾らかかるのかというのはまず早急にそれは見込みを立てるということはおっしゃるとおりでございますので、早目に見込みを立てて国の復興関係の予算であれ、準備であれ、いずれの方向かで準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

○竹谷委員

私の言わんとするところも理解していただいているものと思いますので、やはり利用者の、さすが多賀城市だねと言われる思いを多賀城市の行政としてやっていただきたいと。そのためには、事前の策を講じていただきたいと。今副市長の答弁に尽きるわけでございますけれども、ひとつよろしくお願いを申し上げたいというふうにお願いをしておきたいと思えます。

それから、34 ページですけれども、これも先ほどの関連があるので、ずばりで結構です。ここの通常経費の円グラフが出ております。これはこの円グラフの受けとめ方ですけれども、災害の予算がなくて、通常どおりでいってもこのぐらゐの経費は24年度はかかるんだという受けとめ方をしておいてよろしいですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

34 ページの円グラフなんですけれども、こちらの通常経費の部分なんですけれども、この部分、総務費のところ異常に大きくなっていると見てとれるかと思うんですけれども、この部分というのが、先ほど来出ています震災関係の基金に積み立てをするときの、その積立金がその総務費に計上されています。ですから、その部分というのは実際円グラフの構成比の中で大きくあらわれてきているという格好になります。

実際特殊要因と言っているかと思うんですけれども、震災関係基金への積立金を除いた構成であれば、35 ページの中段に円グラフ2つ並べていますが、こちら右側の24年度の通常経費の構成比、こちらのほうがより通常での例年ベースでの構成というふうな見方になるのかなというふうに思います。

○竹谷委員

済みません、35 ページが何もないければ通常的な見方で見ていただければよろしいと。そうしますと、ここでも土木費で13%あるわけですけれども、通常であれば、予算の中の13%

程度は投資的経費で見込めるよという見方をしておいてよろしいでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

24年度に関して申し上げますと、若干通常事業、土木費関係圧縮しているような部分もございます。これは復旧・復興事業のほうに注力した関係で通常分のほうが縮小している部分があるんですけども、おおむねこれぐらい、13.6%、これちょっと多目に見ていただいても投資的経費というのは確保できるんじゃないかというふうには見ております。

○竹谷委員

そうすると、今後私は通常でどうなっていくかということを見たいものですから、お聞きするんですけども、通常でいってもこのぐらいの投資的経費は持てるよという、今の財政規模でいけばできるという見方をしておいてよろしいでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

そのような見方でよろしいかと思えます。

○竹谷委員

わかりました。ありがとうございました。

次に、災害関係なんですけれども、これ歳出になっちゃうから、いいかな。委員長いいかな。東日本関連事業概要という項目で、104ページ、質問してもいいですか。

○根本委員長

総括的な、どうぞ。

○竹谷委員

これでね、ここもまだちょっと説明不足なんですよ。25年2月6日に県の県議会議員の特別委員会が本市に調査においていただきました。そのときに、私ども調査特別委員会全員出席をして、県に対する多賀城市の思いをお伝えすると同時に、意見交換をさせていただきました。そのときに、市当局とも連携をしながら、特別委員会としての見解として4項目、県の特別委員会に対して要請をいたしました。その結果について今回の、少なくとも24年度内での出来事でございますけれども、何らの報告はないんですけれども、どのようになっているのでしょうか。

○鈴木震災復興推進局長

その意見交換会には私も当局として参加させていただきましたが、その後県議会のほうから何ら要望事項に対する回答は私のほうにはきてございません。

○竹谷委員

原課としてどのような対応をされたのでしょうか。

○鈴木震災復興推進局長

あれについては、県議会の意見交換ということで理解をさせていただきますので、我々の地元の意見、これは多賀城市だけじゃなくて、ほかの被災市町村もあろうかと思うんですけども、これらを県議会の議員の皆様が吸い取って、今後県政に反映されるべきものというふうに理解させていただきます。

○竹谷委員

そういうものじゃない。皆さん方原課から意見を聞いたんだよ。私代表して質問しましたよ。意見を申し上げましたよ。その結果がどうなっているか、特別委員会にも報告ない。おかしいんじゃないですか。旧砂押川の貞山側復旧工事は大体終わったみたいですよ。風致維持向上についてもその辺が出てきている。市道名古屋線を県道に昇格してほしいと、これ原課でなかったですか、説明したの。地図まで出して、後からもう一回地図出し直してやったんじゃないですか。仮施設の更新手続の簡素化と減免をしてくれと求めたんじゃないですか。これも原課じゃないですか、説明したのは。これが原課が動かさなきゃどこが動くんですか。災害援護資金の貸金回収について、これだって申しわけないけれども、今一生懸命鈴木局長、私に答弁していますけれども、鈴木局長のところは原課じゃないでしょう。原課が動かさなきゃ何も動けないでしょう。そういう仕組みになっているんじゃないですか、多賀城市は。違いますか。

○鈴木震災復興推進局長

個々の問題については、我々もその県議会に対して意見を述べさせていただきました。他の課については、特に市当局からの要望ということじゃなくて、意見交換ということで、地域の実情がどうなっているかということの説明に至ったということでございます。それぞれの原課のほうでもいろいろ制度的なものについては要望しながら進めているところでございますけれども、この調査特別委員会、県議会の特別委員会からの回答というのはなかったというのが事実でございます。

○竹谷委員

そうであれば、そういうぐあいに言ってもらいたい、最初から。私のほうで県議会に要請しますよ。少なくとも調査特別委員会の総意として、また当局と意思疎通をしてこの問題を提示したと。そのフォローが何もしないんであれば、私は儀式にすぎない。そういう意見交換なら、そういうものはやるべきじゃないと思うんですよ。特に、私は名古屋線なんかは、県のほうで市道から県道にするような方向で検討しているようだよという情報もありますよ。本当かうそかわからない。そうすると、これは原課でしょう、やっているの。鈴木局長のところじゃないでしょう。原課がああ経過を踏まえて、こうなって、鈴木局長のところに報告をし、原課としてこうなっているという報告が総括の中であっていいんじゃないですか。事務方のトップ副市長どう思っています、今の議論を聞いて。

○鈴木副市長

この間県議会の先生方がおいでになったときには、多賀城市としての希望であったり思いをそれぞれお伝えいただいたということだと思いますけれども、その県議会の先生方にお伝えするのと並行に、我々としては通常の仕事として、これは県なり国なりに通常のルートで、これを要請してお願いをしたりということでは動いております。その中で、県議会の先生方をお願いをしてその返事がなかったということでございますけれども、これもちょっと私も経験上、先生方をお願いをして、そこで、そのことに対して回答をくるといのは、

私も今まではちょっと経験がございません。そういうことで、先生方に御理解をいただいたことが、いろんな意味でさまざまな効果を及ぼして、通常の執行機関としての協議の中に生かされてくるものだろうと思っております。ですから、そのことを一つ一つどの場面で、どれがどう効果的であったかというのはなかなか検証しかねる部分はあると思いますけれども、それはあと今の項目の中については、それぞれの関連する部分でまた改めていろいろ御説明させていただければというふうに思っております。

○竹谷委員

少なくとも議会が特別委員会の委員長、副委員長だけの懇談じゃないんですよ。議長以下、特別委員会全員が出たの懇談ですよ。それも当局とすり合わせ内容ですよ。少なくともそういうものは当局がもうフォローしていただいて、それで問題があれば議会としてそれに対する手を打っていく、そうでなければ、単なる儀式に終わっちゃってる。震災の復旧・復興は儀式ではない。多賀城市の運命がかかっていると言っても過言ではない。そういう大事な意見交換会であったと思いますし、大事な我々としての要求、お願いだったと思います。それがどういうぐあいに県の当局に反映されているか。単なるパフォーマンスであれば、もう早急にそういうパフォーマンスをやるべきじゃないということを行わなきゃいけない。県議会だって、県の経費を使って来ているんですよ。やっぱりそういうものは実を結ばせていかなければいけない。これは私は大事だと思うんです。

これ以上、お話ししてもかみ合わないと思いますから、私はこれで終わりますが、そういうことをきちっと今後はやっていただきたい。そういう思いで物事を進めてもらわなきゃ困ると私は思います。市民の団体である議会が県に物を申している。県議会に、県民の代表に物を申しているわけ。そして、当局もいて詳細な説明をしていただいて、これ二人三脚で、車の両輪でものを進めなければ、お互いにパフォーマンスで終わってしまう。

そんなことであっては私はならないと思いますので、今後はそういう点をきちっと肝に銘じてお互いに意思疎通をしながら、物事の私は実現のために多賀城市に必要なものについてはお互いに協力していくんだという気構えを持ってほしいということ、今回決算に当たってこのことに何ら触れてなかったものですから、その思いを、特に私は代表して質問した経緯もありますので、そういうパフォーマンスであれば、私はそういう質問をすることもないし、私は市民のために議会としてやるべきことはやったという自負をしております。そういう意味合いですので、原課の皆さん方も人任せでなく、自分たちで問題提起したことをきちっとそれなりの方々と話し合いをしていただいて、結果をきちっと報告していただくような仕組みをつくっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

もう一つ、災害関係、私は今回資料請求あえてさせていただきました。これも私が調査特別委員会の委員長を仰せつかっている関係で、多賀城市の経済の発展のためにどうあるべきかということをお願いながら、前政権がこの復旧・復興のために、中小企業の経営支援のために、私の記憶しているところでは阪神淡路大震災のときなかった施策を打ち出しました。中小企業とグループ施設等の復旧整備補助金の関係であります。これも説明がありません。県

の事業だから知りませんで通すつもりだったのでしょうか。

○鈴木商工観光課長

中小企業のグループの補助金の関係ですが、これについては、いろいろ中小企業庁のホームページや、あと県のほうでも公表されていますが、当然商工業の再興という中では、当然この補助金を活用しながらやっておりますが、こちらのほうでもその辺至らなかったなと思っております。申しわけありませんでした。

○竹谷委員

最初からそう言われるとあと何もいう筋合いがないんですが、課長、さすがです。やっぱり非は非として認めたいほうがいいんですよ。

ところで、非は非として認めているから、あとどうのこうのというもので、これ全体見ますと、すごい金ですよ。2,192億円、全体で、この資料からいくと。そのうち、多賀城市が8グループで163人が恩恵を受けたという資料になっております。そこまでは分析していないと言われればそのままですけども、この163名の方々が今言った2,192億5,000万円のこのトータル数字からどのくらい、5割方恩恵を受けているのか、3割方の恩恵なのか、その辺は分析されているのでしょうか。

○鈴木商工観光課長

その辺まではちょっと分析してないんですが、当然既存の工場地帯、ある程度9割ほど再開しているような状況なので、当然この補助金を活用しながら再開しているところもあると思います。

ただ、いずれ施設設備の復旧という形の支援の補助ですが、あとは販路創出とか、まだその辺震災前のおりにはまだ至ってないところもあるので、できるだけその辺はこちらのほうで相談とか、あとそういう対応をしていきたいと思っております。

○竹谷委員

やはりこういう新しい政策のもとでやられ、復旧・復興に全力を傾注している我が多賀城市としては、こういうものを活用して、このぐらいの恩恵を受け、今おっしゃったように約9割の工場が稼働することができたということは、大きな成果だと私は思っております。そういうものをもっともっと前面に出して、決算の中で私は報告していくことが大事ではないかと。この資料を提出していただいて、また、市民の皆さん方もこういう質問を通して聞いておられる方は、ああ、そのぐらい恩恵をいただいたんだという理解はできると思います。何もなくていったら何も理解しないままで、多賀城市だってこういうことで努力をしているんだという、努力をした成果をもっともっと私は成果として冒頭から声高らかにお示していくことが、原課で一生懸命頑張っている職員に対する私は感謝と、またその御苦労をたたえる意味でも、私は少なくともその担当の長に当たる人は、冒頭からそういうことをおっしゃったほうがよろしいんじゃないのかなという思いがあるんですけども、いかがでしょうか。

○伊藤市民経済部長

竹谷委員のほうからもっとこのことについて、市はグループ補助について支援しているんだということをもっとアピールしたらというようなことでございますけれども、我々としてはこれからも、これまでもそうでしたけれども、多賀城七ヶ浜商工会と連携しながら、宮城県の職員等も派遣して3者、そして申請者と4者といういろいろこれからも支援してまいりたいというふうに思っておりますし、それらの成果についても、なかなか国の制度で、県のほうもこの公表についてはちょっとやっぱりハードルが高いというようなこともありまして、この資料作成についてもいろいろ情報、チャンネルを使って収集した資料の構成となっておりますが、できるだけ商工業者、特に中小企業に対しては今後ともPRに努めてまいりたいと、このように存じております。以上です。

○竹谷委員

全体的に商工業だけでなく、相当な努力とその結果で、多賀城市の復旧・復興の事業が相当24年度は無理をしながらもやったのではないかという思いがしております。あと成果の問題でいろいろ質問がまだありますけれども、その御労苦に対してはやっぱりこういう場でしっかりと評価をしてやることは私は大事ではないかというふうに思いますので、副市長、今後もやっぱりこういうつらい時期ですので、お互いがつらい思いをしながらも、成果あったものについては、やはり大胆に御報告しながら、苦勞を分かち合うようなことによって、議会と当局が両輪になって多賀城市の復旧・復興に邁進できるのではないかというふうに私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木副市長

全くそのとおりでございます。いろいろ努力をしたものは努力をしたものとして余り臆せず、いろいろ理解していただくようにこれから積極的に報告をしたり、いろいろ御意見を伺ったり、そういう姿勢でまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○竹谷委員

24年度の決算を踏まえて、25年度の決算並びに26年度の予算編成に当たっては、十二分それらにも配慮して頑張っていたいただきたいということを申し上げて質問を終わりたいと思います。

○根本委員長

ここで休憩を行います。再開は2時10分といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 開議

○根本委員長

それでは、再開いたします。

財政経営担当補佐より発言を求められておりますので、許可いたします。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

午後の冒頭のほうで藤原委員のほうから御質問のあった基金の残高、22年度から24年度

にかけてどれくらいの基金がふえたのかということについて御質問あったわけですが、そちらのほうで私のほうから申し上げたのは、まず、24年度から22年度どれくらいふえたのか。ただ単純に計算した部分と、さらに、そこから特殊要因をいろいろと除いていて、実際どれくらいの基金が純粋にふえたのかということで説明をさせていただいたところです。

今回24年度の決算を迎えまして、地方自治法の規定に基づいて実質収支の黒字になった部分の約半額、6億円を積んだ後の状態で申し上げて16億8,500万円が純粋にふえたんだというような話をさせていただいたところでありました。それに対しまして、藤原委員のほうからはさらに庁舎基金のほうで3億円積むから19億円だというふうな話が出ていたところなんですけれども、さらに、ちょっと申し上げますと、まず震災復興特別交付税というのが、実は毎年、毎年交付額が精算されていくような仕組みになっています。たまたま24年度については23年度分の精算と合わせてプラスになっていますので、黒字になりましたので、その多く入っている分が実質収支に影響が出てきて、それが積み立てられているような格好になっております。

ただ、これ今後もしかすると震災復興特別交付税マイナスというふうな数値が出る場合があります。そうした場合には、実際には財政調整基金のほうから取り崩しをして国庫返還ということもあり得るわけです。そうしますと、ただ単純に今回19億円ぐらいふえるというふうなこともなかなか言いづらい部分があるのかなというふうに思っています。

さらに、平成25年度の予算段階ではあるんですが、財政調整基金の繰り入れが実は14億円、財政調整基金を取り崩して繰り入れるということも予定しておりますので、やはりその辺も含めて考えていかないと、なかなか純粋にどれくらいふえたのかというのはなかなか言いづらい部分があるのかなというふうに思っています。

ですから、先ほど藤原委員のほうでは19億円ふえるということでご納得いただいたような格好ではあったんですけれども、こちらの見方としては、そこまで大きくふえているわけではないんだと、実質的にはそうではないんだというようなことをちょっと考えておりましたので、ちょっとこの場をかりて説明させていただきたいと思います。以上です。

○藤原委員

今の件ですけれども、震災復興特別交付税で戻さなきゃいけないかもしれない金額というのは確定しているんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

これは説明の中では申し上げたんですが、当該年度は概算交付で、その前年度の分というのは実績に合わせて精算をしていくということになります。ですから、概算交付の部分が非常に多く入っていた場合には、その翌年度にはその精算が入って、実際の交付額のほうが調整されていくというふうな格好になります。ですから、概算交付の精算の段階でマイナスが大きくなれば、当然交付額が発生しないということもあり得るだろうというふうに見ています。

○藤原委員

だから、金額で幾らぐらいになりそうだとかというのは言えるんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まだその事業終わっていない部分もありますので、そちらのほうはまだ精査できていないということになります。

○藤原委員

まだわからないということですね。

それから、25年度予算で14億円取り崩す予定なので、そんなに残らないという話なんだけれども、大体23年度だって、24年度だって取り崩す予算を計上していて結局しなかったんですよ。だから、予算段階ではわからないんですよ。だから、結局閉めてみてどうなのかということなので、だから、私が言ったのはそういう多少の出入りはあるかもしれないけれども、震災後、23年度、24年度の決算の中ではそういうことが言えるんだということは、これは決算やってのことなので、その数字は間違いないと。

もう一つは、私は七小の売り上げについては、条文から外したけれども、これは外さなくてもいい解釈だってできるんですよ。というのは、もし七小の用地が売れてなかったとしたら、今までどおりずっと起債の償還やってなきゃいけなかったわけだから、それがそういう財源を用意しなくても済むことになったわけで、プラスに考えられることも、考えても悪くはないですよ、これだって。10億円だってね。だから、そういう意味では私は多賀城市の財政が余裕があるというつもりはないけれども、ただ、せっかくこういう発言のチャンスを得られたので、私はやっぱり多賀城独自の震災支援のあり方については非常に構えが小さかったんだということを言いたかったので、せっかくチャンスができたので、それは言わせていただきたいというふうに思います。

それから、聞こうと思って一つ忘れていたところがあるんですが、21ページの東日本大震災に係る課税免除、条例減免の状況ということで、ここに地方税法の規定に基づく課税免除の金額が約10億円計上されています。24ページに、今話題になった震災復興特別交付税の内訳が書かれています。それで、金額に相当開きがあるわけです。要するに課税免除の金額に対して地方税法等の規定に基づく減収見込み額というのが15億円になっていますけれども、この金額上のずれについてちょっと説明をお願いしたいんですけども。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、21ページのほうで課税免除額とあるのは、これは固定資産税の都市計画税の2つの税目でということになります。震災復興特別交付税のほうで算定されている部分、こちら24ページになりますけれども、24ページの大きな表の下から4行目、こちらのほうに地方税法等の規定に基づく減収見込み額というところ、この部分との乖離があるということの御指摘だと思います。実際見ていただくのは、地方税法等の規定に基づく減収見込み額の当該年度算定分、算定額のところで見ていただくのが適当なのかなというふうに思いますけれども、ちょっと手元に詳しい資料ないので、ざっとしたお話ししかできないんですけども。

ども、この地方税法等の規定に基づく減収見込み額というのは、まず固定資産税と、あと都市計画税、そのほかには市民税のほうの雑損控除分がございます。さらに、軽自動車税など、ほかの税目なんか含まれている状態で計算されているということになりますので、若干21ページとの数字に乖離が出てくるというような格好になっております。

○藤原委員

雑損控除による減収額というのは算定できるものなんでしょうか。もし出せるのであれば、このぐらいの減収の影響がありましたという説明をいただきたいと思っておりますけれども。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

ちょっと今手元に細かい資料がないんですけども、そちらに関しては震災復興特別交付税の算定様式のほうで算定するような格好になっておりますので、ちょっとわかりませんが、済みません、ちょっと訂正させていただきます。雑損控除分については24年度のほうは入っておりませんでした。固定資産税、これは土地、家屋、さらに償却資産の分、それと軽自動車税、都市計画税、あと自動車取得税交付金、こういった部分が含まれて計算されているということになります。失礼しました。市民税の雑損控除は含まれておりませんでした。済みませんでした。

○藤原委員

ちょっと後でデータいただきたいと思いますが、それから、条例減免による地方税等の減収のところ、7,842万8,000円の減になっています。これは対象にならないという意味なのか、精算という意味なのか、ちょっと意味がよくわからないんですけども、これについてはどうですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

24ページの表なんですけど、これは前年度の精算額と当該年度、24年度に算定した額の合計を合わせてマイナスになっているというような表記になっております。これは23年度、前年度の交付額というのが多かったということになります。その分の精算として多く交付していたものですから、その分を差し引いて今回計算されているというような格好になっています。24年度分については、こちらに記載のとおり、313万4,000円がこの部分の条例減免の部分の対象額というふうになっております。

○根本委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

以上で、決算の概要に関する質疑を終結いたします。

● 政策1～政策2 歳出質疑

○根本委員長

引き続き、歳出の質疑に入ります。

まず、主要な施策の成果の政策 1 から政策 2 までの質疑を行います。資料で言いますと、政策 1 が資料 7-1 の 150 ページから最後まで、政策 2 が資料 7-2 の 231 ページから 296 ページまでとなりますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。戸津川委員。

○戸津川委員

それでは、3 点について質問をいたします。

178 ページの持ち込み食材放射線検査と、239 ページ子宮頸がんワクチンについて、それから 254 ページ、保育所食材検査についてでございます。

1 点目、まず、持ち込み食材の放射線測定 178 ページから質問をいたします。

昨年の 10 月から始まりまして 44 件の測定をしたということで、その結果についてはホームページなどでも開示をし、それから市の広報などにも載せていただきました。市民の不安が解消されているというふうに私も思いますけれども、この 91%という数字は、持ち込み食材を持ち込めて、それではかった人に対してアンケートをしたということでございます。私はこの制度が始まる時から懸念を抱いていますけれども、不安がありながら市役所ではない場所に持っていかなくてはいけない。意外とその場所は市民の方々には知られていない場所でございます。そういう点で、不安を持ちながら持っていけない人がいるんじゃないかということが 1 点でございます。

私近隣の市町村を調べさせていただきましたけれども、塩竈市は塩竈市役所の脇のプレハブでやっていますと、松島町では役所から 5 分ほどのところの JA 仙台の支所でやっています。七ヶ浜町や利府町では役場の窓口に持ってきてくださればいいことになっていきますと、こういうお答えでございました。私はやはりなぜ多賀城市はそうしなくてはならないかという理由はわかります。ですから、やはりどうしてもそこに持ち込めない人たちに、どうぞ役所に持ってきてくださいと、役所でどうぞ運びますからと、それくらいのことをして差し上げることが、私はさらに不安の解消に結びつくのではないかと思います、いかがでしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

今戸津川委員の御質問にお答えいたします。

戸津川委員の御質問の趣旨についてはよく理解できるところでございます。どれだけサービスの向上という意味では市の窓口でも受け付けるという手法もあるかとは思いますが。ただ、多賀城市の場合ですと、市域も狭い中で、確かに戸津川委員のおっしゃるとおり、今回委託をしております東北緑化のほうでは場所がわからないという方もいらっしゃるかと思いますので、その辺については、これからも十分場所等の説明、利用の仕方等を市民の方によく御説明申し上げて、不安のないように努めてまいりたいと考えております。

○戸津川委員

保育所の食材のところでも触れさせていただきましたが、保育所食材は公立に限りましては今市役所の職員の方が毎日のように回収していただいて、そしてそれをあそこの施設に持っていくというふうにお伺いいたしました。私は同じ役所の中でございますから、そんなに

市民の持ち込み食材が多くくるわけではございません。どうしても持っていけないという方はそんなに多くはないと思うんですけども、ここで受付をしていただいて、そして役所の者が行くときにそれを持っていくということは、お金がかかるわけでもないし、やはりサービスとしてはぜひそのことをやっていただきたいと、検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

おっしゃることはわかりますけれども、保育所の場合ですと、基本的に市の業務として測定をするために、その保育所ごとに持っていくのではかえって人件費がかかるということで、まとめて市の職員が保育所を回って持っていくという形をとっているかと思えます。私どものほうの場合で行う場合、仮にそれができたとして、実際のところは今この4月以降を見ても、半年間で30件ほどの御利用をいただいておりますけれども、1週間に1件程度ということでございます。それを検査施設にはその日の午前中10時までには持っていかなければならないということがございますので、ある一定の朝の時間帯誰かが詰めて待っていなければならないということになりますから、例えばある程度件数があるんですけれども、なかなかその件数の少ない中で1人の職員をそこに配置しておくということ自体はちょっと非効率なのかなという思いもございまして、あと先ほども申し上げましたように、多賀城市内の面積から見て行く場所が非常に遠いところであるというふうには考えてはおりませんので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○戸津川委員

なかなか私の観点とはずれてしまうんですが、やっぱり高齢者の人たちが不安を持ったときに、なかなか歩いて行ける場所でもないし、車にも乗れないという、そういう人たちのことを私は想定してお尋ねをしているんです。ですから、決して近いところではないということ、それから、わざわざ1人職員を配置しろと言っているんでなくて、保育所に取りに行く人に一緒に持って行っていただいたらどうですかということを提案しているんです。検討してください。

もう一つ、私は刻んで持っていかなきゃいけないということも、近隣でちょっと聞いてみましたけれども、同じように刻まないで持ってきても大丈夫なんですよ、こちらで処理をしますという、そういうお答えが近隣市町村では多数でございました。そういう点で、私は今海洋汚染、原発から出ている汚染水の問題が毎日のように報道されていて、市民の中にはやはり魚釣りをされる方なんかを中心に非常に海でとれるものに対して不安が広がっております。そういう意味で、お魚を刻んで持っていくなんていうことが大変だろうなというふうに思えます。そういう意味でも、刻まない物を持ってきた場合にもこちらで処理をいたしますよと、そういうことも私は一つの大きな市民サービスといいますか、小さいことですが、こういうことを市民の方が比べられるんですよ。塩竈市ではいいんですよ、どうしても多賀城市では刻んで持って行かなきゃいけないんですかと、こういうことになるわけがございます。ですから、できることをやっていただくということで、お金がかからないと思う

んですけれども、その点も重ねて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

市民サービスという意味では、委員のおっしゃる部分も十分わかるかと思うんですが、今検査機関との契約の中では刻んだ物を持ち込んでいただきたいということでのお話はいただいております。

ただ、刻むという程度なんです、例えば千切りのようにということではなくて、ぶつ切り程度で構わないということですので、その辺は細かいさいの目にちっちゃくということではございませんので、その辺も十分市民の方に説明をして、それほど手間のかからないような形でやっていただくように説明をこれからも努めたいと考えております。

○戸津川委員

わかりました。ぶつ切り程度でいいということでしたので。

もう一つ、先ほど申しました、これは市民持ち込み食材のところと言っていいのかどうか、ちょっと別なところで言ったほうがいいんだっらしません。海洋の、海の水が汚れているんじゃないかと、放射線で汚れているんじゃないかしらというような不安がお魚釣りをしているらっしゃるような、そこの砂押川でもたくさんの方がやっていますけれども、そういう不安が市民の中に広がっているわけです。そういう意味で、今は空間線量ははかっておりませんが、水道水もはかっていただいております。

だけれども、そういう、いわゆる海と川とのそういう水、海水というんですが、そういうものはかっていないだけだけれども、そういうことをこれからぜひ、汚染水の問題はそんなにすぐにすぐには私は解決はできないと思うんです。そしてまた、これからさらに広がっていく可能性もあって、これからさらに放射線の測定を海の水のようなものにも広げていかなくちゃいけないんじゃないかということを考えているんですけれども、そういうことに関して市の当局はどのようなお考えでしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

今海水の汚染の不安があるので、検査をしてはどうかというお話かと思うんですが、海水という意味では、今食材検査の中で、海で釣りをされてきた方が、例えば魚、ヒラメであるとかカレイであるとか、いろいろ持ち込まれております。実際のところ、検査を昨年以來続けておるんですが、海の魚で確かに当初放射能がある程度出たと、基準値内ですけれども、出たものが若干はありましたけれども、最近の例では出ていないということでございます。

ただ、多分御心配なされているのは、最近福島原発の汚染水の流出の問題とか、そういう問題もあって多分御不安にかられている方もいらっしゃるのかなという思いもございまして、それについては海洋の汚染という意味では、ちょっと我々の範疇を超えますので、県の原子力対策課なり、そういうところをお願いすべき事項かなと思いますので、委員さんのほうからそういう市民の要望としてそういう気持ちがあるんだということを県のほうに伝えてまいりたいというふうに考えております。

○戸津川委員

皆さん報道を見ていらっしゃるので、やはりすごい不安が広がるんだと思います。毎日1,000トン以上もの地下水が建屋の中に流れ込んで、それが港湾に、湾内に流れているんじゃないかと、そういう不安をどうもお持ちのほうでございますので、ぜひこのことは県のほうに伝えるなり、国に伝えていただいて処置をしていただきたいというふうに、対策をとっていただきたいというふうに思います。

第2問目に入ります。239ページです。7-2のほうになるとと思いますが、子宮頸がんワクチンについてでございます。

私は子宮頸がんワクチンをお勧めしてほしいというような願いがあったその一人として、今マスコミで報道されている子宮頸がんワクチンの副作用としての痛みが出るというふうな症例が出ておまして、本当に心配をしております。まず、1点目は、多賀城市における被害が出ていないのかという問題と、それから、国のほうでは今積極的に奨励はしないけれども、やはりこういうリスクがあるんだということを知らせながら勧めていくというような方針をとっているようでは、多賀城市ではどんな措置をとっていて、具体的にどんなことをなさっているのか。そしてまた、不幸にもそのような副作用が出るという方が多賀城市内にいらっしゃったときには、どのような補償の制度があるのかという、この3点についてお伺いをいたします。

○長田健康課長

この子宮頸がん等のワクチンの接種事業ですが、23年の2月の事業開始以来、延べですが、約4,000人の方の接種を行っております。その中で、接種被害があったという報告は1件もございません。

あと、こちら6月14日に積極的勧奨の中止の連絡が、県を通じまして国のほうから連絡がありました。その際、一応金曜日にその連絡がきましたので、土曜・日曜日、また翌週につきまして保健師による電話相談等を行いました。若干リスクに対する心配という相談もありましたし、あと、やはりがんのリスクのほう怖いということで、受けないという相談もございましたので、主治医の方、かかりつけの先生のほうに相談してみてくださいということで、こちらほうとしては指導しております。

なお、接種後には、6月でしたので、7月分では約6人の方接種を受けたという報告はきております。

あと、こちら不幸にも事故があった場合ということでございますが、その場合には、多賀城市の予防接種の事故の調査委員会を開きまして、そちらが予防接種の因果関係等があるかどうか、それを調べまして、もしあるということがありましたら、県を通じまして国のほうに被害報告という形をさせていただきます。そちらで認定がされれば、医療費の補償とか医療手当、そういうようなものが行われるというふうな形で考えております。

○戸津川委員

出ないことを祈っておりますけれども、WHOのほうでも日本におけるこの被害の状況は想定外といいますか、諸外国には見られないことだというふうに言っております。今専門家

が一生懸命調べていただいているとは思いますが、今後ともせっかく入れたものが市民をかえって苦しめるようになるなんてことは、本当にどなたも望んでいないことをごさいますして、推移をしっかり見守っていただいて丁寧な対応をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、3点目ですが、254 ページです。

保育所給食食材の測定のことに関してでございますが、この件も一般質問などでも柳原議員から何回か出ていると思っておりますけれども、私は今回保育所の先生たちと懇談をさせていただきました。その中で、保育所の先生が、私立の民間の保育所の先生です。その先生が言われていた言葉は大変印象に残りました。せめて食材を持っていく時間、その時間は職員がその仕事をできないんだと、保育に従事する時間を削ってこれを持っていかなくちゃいけないんだと、そのことをどうか理解をしていただいて、せめて公立保育所を職員の人回って持っていただいているのであれば、私たちの保育所にもぜひ寄って1週間に1回です。その保育所では1週間に1回要望されているそうです。せめて1時間くらいかかってしまうそうです、行って帰ればね。その時間をせめて、そうでなくても人出が足りないと、保育所の人出が足りない中でそのことをやらなくてはいけないことに大変心を痛めていらっしやいました。せめて食材をその検査場所まで持っていくということをやってもらえないものだろうかという、こういう切ない願いが寄せられておりましたけれども、この件に関してはいかがでございますでしょうか。

○但木こども福祉課長

保育所給食の食材の持ち込み運搬につきましては、昨年の第4回定例会でも御質問があった内容でございますけれども、これの市民の持ち込みと同様でございます。基本的には各施設、あるいは個人の責任において対応していただいているところでございまして、昨年度ここに記載のとおり476検体を検査を実施しまして、すべて不検出だったというふうな状況でございます。この検査の頻度に当たりましては、各保育所の希望を伺って実施可能な回数で希望を出されているというふうに我々も認識しておりますし、今現在これまで私立保育所は6保育所で実施をいたしておりましたけれども、現状としましては不検出だというふうなことで、今年度に入りましては2保育所が実施をしないというふうな状況にもなっております。そういった意味からしますと、国のほうでも対象品目を減らしているというような状況からしますと、ある意味検査頻度を改めて考えてみるということも必要なのかなというふうに認識をいたしております。

○戸津川委員

確認をいたしますけれども、公立の保育所では毎日検査、持っていくのは市の職員、これに間違いはないでしょうか。

○但木こども福祉課長

そのとおりでございます。

○戸津川委員

であれば、今述べられたことは何も回答にはなっていないと思います。私は多賀城市の私立保育所にいらっしゃるお子さんは、多賀城市の子供ではないんですかと、まずそこをお聞きしたいですけれども、多賀城市のお子さんではないんですか。

○但木こども福祉課長

もちろん多賀城市の子供たちであります。

○戸津川委員

そうであれば、やはり今私が言ったような要望くらい、せめてかなえてあげるといふ、そういう努力をすべきではないでしょうか。何も難しいことを言っているんじゃないんです。今やっている公立の保育所に取りに行く方が、ちょっと足を延ばしてきょうはあそこだねって1カ所か2カ所じゃないですか、多くたって2カ所だと思いますよ、今の要望の状態からいくと。それがなぜできないのかと。その時間を何とか保育に充てたいんだと、こう言っているんじゃないんですよ。多賀城市の子供を保育してくれている施設ですよ。同じ多賀城市の子供でありながら、なぜそこに差をつけなければいけないのか、これは私たちの基本的疑問ですが、だから、回数を毎日にしろとまではいいません。せめてそこに取りに行くといふことぐらいはして差し上げるべきではないでしょうか、もう一度お願いします。

○但木こども福祉課長

現状としてはそのような保育に充てる時間というふうなお話もあるようではございますけれども、我々としてはやっぱり保育に従事する時間というのは大切だと思いますし、やはり可能な検査頻度というんでしょうかね、その保育業務に支障のない範囲での検査というものも保育所側でも御検討いただければなというふうに思っております。

○戸津川委員

それではまるで後退です。あなたたち忙しいんだったらやめたらどうだと言っているのと同じじゃないですか。そういう問題じゃないんじゃないですか。そうじゃなくて、やはり不安だから検査をしてほしい、だけれども、この1時間をとられてしまうんだと、こういう願いですよ。保健福祉部長どうでしょうか。私はこれはぜひ検討をしていただきたいと思うんですけれども、保健福祉部長にお答えをお願いします。

○鈴木保健福祉部長

この件につきましては、これまでも御回答申し上げましたけれども、一応いわゆる民間というふうな考え方で言えば、これは保育所だけに限らず幼稚園その他、さまざまな多賀城市の子供さんを預かっている、そういった園がございますので、それぞれの責任においてやっていただきたいというふうなことでスタートしておりますので、御理解をいただければと思います。

○戸津川委員

何度聞いても私はそのところは理解できません。多賀城市の子供であれば、どこまでもできることはやって差し上げる、これが市の基本姿勢ではないかと思っております。どうぞ御検討をよろしくをお願いいたします。以上で終わります。

○深谷委員

資料 1 の 151 ページの津波ハザードマップ作成と、さっきの子宮頸がんワクチンのちょっと一つと、239 ページ、それと 247、248 ということで。

今回全体見させていただいて、実数という数字と延べ数という数字、僕毎回こういった資料になってから言い続けてきたんですけども、幾つか実数であらわしていただいているような箇所もあって、だんだん検証のしがいがあるなというふうになってきました。

そんな中でさまざまな文言をちょっと確認させていただきたいなというふうに思うんですけども、今回 24 年度の決算ですので、第五次多賀城市総合計画の実施計画 24 年から 26 年度という資料も参考にさせていただきながらちょっと御質問したいなと思います。

この 151 ページ、24 年度の総合計画の中で、津波ハザードマップ作成事業というのが 4 ページにあるんですが、この時点では平成 24 年度新たな洪水・津波ハザードマップを全世帯に配布、以後転入者に配布ということで、事務事業の経過、予定、改革改善事項等にはそのように書かれております。ですが、今回の決算の 151 ページの資料を見ますと、下の段の当該事業は、多賀城市地域防災計画と整合性を図る必要があり、平成 25 年度をめどに進めておりますというふうにあります。この 24 年度の予算段階において防災計画との整合性を図る予定がなかったという認識でよろしいでしょうか。

○角田交通防災課長

整合性を図ろうということで、昨年度の予算で地域防災計画も繰越明許させていただいて、その後追いで津波ハザードマップも繰越明許でお願いしたところでございます。

○深谷委員

その繰越明許の部分はわかるんですけども、24 年度段階においては当初予算の段階では整合性を図る予定がなかったというふうに文言だけを見ると、実施計画の中を見ると思うんですけども、いかがでしょうか。

○角田交通防災課長

整合性を図ろうということで、二段構えでやっていこうという考えでございました。

○深谷委員

24 年度のこの多賀城市の総合計画実施計画、24 年度、26 年度の 3 力年計画の中では、整合性を図るという文言は一つもありません。こういった予算を執行して何か実務的な手法を使ってやる場合には、そちらの記載もしてください、全て。そういった記載をしていただかないと、決算のときにどの手法を使って、どのように検証を行うのかということが全然見れないので、その辺を繰越明許で途中で補正でという話もございしますが、当初予算というときに、やはりその検証をしていただいて、その繰越明許にしましたというもしそのところ、ちょっと僕今覚えてないんですが、ということであれば、151 ページのこの検証のところにそのように書くべきだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○角田交通防災課長

まことに申しわけございませんでした。今後は気をつけて記載したいと思います。

○深谷委員

こういった文言について、ここハザードマップがちょっと今一番わかりやすかったからなんですけれども、それ以外の多々ほかのページでもこういうところが散見されますので、ぜひそういったところは整合性を図っていただいて、検証しやすいような環境をつくっていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

239 ページの子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業、これは直接議会等で私取り上げたことないんですが、課長のところに行ってこの件が積極的勧奨をしないというふうな国からの、厚生労働省からの通達がある前ですかね、一度お話をさせていただいたことがあったかというふうに思います。国からそれを受けて積極的な勧奨をしないというふうな答弁を戸津川委員のほうに今なさっておりますが、この 239 ページを見ますと、成果向上の欄で、この平成 24 年度で終了ですが、これらのワクチンは平成 25 年度から定期接種に移行され、今後も周知や受診勧奨をすることにより受診率の向上が見込めますという文言は、先ほどの言葉との整合性がとれないのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○長田健康課長

一応こちらのほうにつきましては、24 年度までというふうな形でちょっと書かせていただきました。こちらのほうも今後調整、検討させていただきたいと思います。

○深谷委員

確かに定期接種という部分で、余りこの HPV、HPV と言っているとまたちょっと中身の医療関係の話とここで議論する話とはまたずれてしまうので、余りしませんが、子宮頸がんのワクチンで抗体ができるものに関しては 2 種類です。HPV は 52 種類ぐらいのものがあって、なぜその 2 種類だけが特定されて、この子宮頸がんワクチンで予防できるのかというのは、私も理解ができません。積極勧奨というものをしないという通達が出る以前に学校を通して、そしてまた、市役所の名前も載っていて、市民の皆様はその手紙がいけば、保護者として市もオーケーを出す、学校もオーケーを出す、そういったものに何の不安を抱く材料もない中で、テレビで積極勧奨禁止というものがあのタイミングで出ても、余り意味はないのかなというふうに自分は感じております。

その点について、確かに国がこういったものを積極勧奨を図って、子宮頸がんを防ぎましょうという動きがあったことについては、それについて市が連動して行うということについては、問題意識は余りないんですが、ぜひそういったところで全てのワクチンがそうなんだろうけれども、全てを防げるわけではないし、この子宮頸がんに関して言えば、子宮頸がんが一気に、例えばがんの中で比率でふえているわけでもないですし、そういったものがなぜこのような形で緊急促進という中で出てきたのかなんていうことに、常に国の動向に関して検証して、国が推奨するから、じゃあ市はそれをやるとか、そういったことではなくて、常に何か目を光らせて検証できる体制もとっていただきたいなというふうにちょっとだけ思います。これについてもちょっとだけ答弁をお願いします。

○長田健康課長

健康課の事業のほうにつきましては、ほとんどが国の指針に基づきまして予防接種や各種健診などを行わせていただいております。確かにあの当時、今現在は若い方の子宮頸がんがふえているというようなことで、そちらの部分が発症を防止するというので、国のほうにおいてこの緊急事業のほうが始まったというふうなことで聞いております。確かに深谷委員おっしゃるとおり、こういうふうな予防接種にはリスクはゼロではありませんので、少しはありますので、そういうことを理解しながら接種していただくように、これからも啓発等に努めていきたいと思っております。

○深谷委員

予防ワクチンのときに書く紙のほうも、あのときに見せていただいて、その辺については市としてもちゃんとやられているなというところはきちんと見ておりますので、ぜひそういった部分、何か事が起きれば、やはり積極勧奨をしている市にも責任は何らかとしてあるのかなというふうに思いますので、その辺も頭に入れながら今後も進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、市立保育所の管理運営事業ですが、これは247ページのほうに平成27年度目標値が書いてございます。子育てと就労の両立支援体制の充実、保育所の待機児童数ゼロ、27年度待機児童をゼロにするために、今もう25年度も半ば始まってきておりますが、現在の待機児童数を教えてください。

○但木こども福祉課長

8月1日現在の数字になりますけれども、待機児童数が83名というふうな数字になってございます。国の定義もございませぬけれども、国の定義上は44名というふうなことになります。

○深谷委員

国の定義でもどっちでも待機児童ですね。あとちなみに平成27年の目標、あと2年ですか、ことし入れて3年、3年でこの44名をどのようになくすお考えでしょうか。

○但木こども福祉課長

現在国のほうでも子ども子育て会議はもちろんです、待機児童の解消に向けましては、今後4年間で40万人の受け皿をつくっていくというふうなことで、今年度、来年度がその中の重点プロジェクトというようなことの位置づけになってございまして、そういった関係で待機児童解消の加速化プランを多賀城市としても提出したいということで、現状としては箱物整備という形で、現在民間保育所のほうで西部地区に1カ所建設をしたいというふうな意向もございませぬので、そういったもののみならず施設整備を1カ所、それと加速化プランの中には保育士の処遇改善というふうなメニューもございまして、そういった保育士の確保というふうな意味での待機児童の解消策もございませぬので、これ今回の補正予算にも計上しておりますけれども、そういったものも国のほうに計上しながら、待機児童の解消を図ってまいりたいと思っておりますが、多賀城市の現状としては3歳未満児が9割を占めると

というふうな現状もございますので、そういった意味では今後の子ども子育て会議の中で、そういった受け皿づくりについて、例えば小規模保育事業の活用であったり、そういったものなども議論しながら整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○深谷委員

この間保育所に行っているいろんな先生、園長先生たちと色々なお話をさせていただいた中で、今の処遇改善というお話が出ました。例えば一時預かりで浮島さんやっておられますが、ほかのところでもそういった一時預かりの保育をしたいんだけど、例えば保育士さんが確保できずに、今ちょっとストップしているというふうなところもございます。そういった部分、確かに国に処遇の改善を求めるのはもちろんだというふうに思うんですけども、市として私立の保育所に対して、例えば市立ではなくて民間の保育所に対して出している補助であるとか、そういったものの見直しも含めて、1人当たり民間のところに出した6万5,000円でしたっけ、幾らかのお金出していますよね。

そういった部分のちょっと拡充を図っていただくとか、それがそのまま保育士さんのところに直接数字として、所得として入るような格好の直接的な補助を、確かに国に求めることも大切だというふうには感じるんですけども、市としてこの待機児童、27年度の目標値でゼロにするという意気込みを出すためには、やはりそういった市として独自の姿勢も必要なんではないかなというふうに1点考えるんですけども、これについてお答えをお願いします。

あわせて、済みません、こちら248ページの活動指標で、24年度実績公立保育所の定員数が330というふうにあるんですけども、これ桜木保育所が入って330なので、現在は多分270だと思うんですが、数字としては。これにはあかね保育所と浮島保育所は入っていないので、浮島とあかねを足すと520という数字が多賀城市の保育所の定員数でいいのかお答えください。

また、定員が例えば100人だったら、何かちょっと聞いたので確認したいんですけども、2割までは定数をふやしていく、120人ぐらいまでというふうな、そういった決まり等があればそれについても教えてください。

○但木こども福祉課長

まず、1点目の補助金の関係ですけれども、一時預かりであったり、そういった部分の人材の確保というふうなことになるんですけども、今多賀城市でも単独の補助というものをいろいろ保育所のほうに助成しておりますけれども、そういった補助金のあり方についても現在見直しに着手をしているところでして、そういった待機児童に取り組む保育所に、例えば重点的に助成をすとか、そういった部分の見直し、あるいはその補助金のスクラップ・アンド・ビルドということで、その辺も今後検討していくということで作業を進めているところでございます。

それから、公立の定員数ですが、鶴ヶ谷保育所が60名ですので、その他が90名ということになりますので、実質330名というふうなことに、鶴ヶ谷が90です。笠神が60です、

失礼しました。ここに記載のとおり、笠神保育所が 60 名で、その他が、3 保育所が 90 名ですので、330 名というふうな定員数になります。

○深谷委員

じゃあ、330 プラスあかねが 90 の浮島が 100 というのが市内で受け入れるあれだということですね。そういうことですよ。

○但木こども福祉課長

公立は 4 保育所という……。

○深谷委員

はい、そうです、公立は。

○但木こども福祉課長

そのほかに民間保育所は 7 保育所ございますので。

○深谷委員

ごめんなさい、わかりました。オーケーです。わかりました。そういうことですね。オーケーです。民間で 330 ということ、ごめんなさい、僕の計算がちょっと間違っていたということです。桜木を入れると、じゃあ 390 だったんだけどということですね。現在は民間とかも含めて桜木保育所の方も皆入られているということですよ。足りない分についてもちょっと 9 割方がゼロ歳から 1 歳、2 歳ということで、その待機児童ゼロということも含めて、さらにちょっとお伺いしたいんですけども、先ほど処遇改善という点が大切なんじゃないかということは、これは保育所を運営しておられる方々もそのように、やっぱり最後はそこに至るといふ部分はお話をしておりました。

太陽の家が今度児童発達支援センターにかわられます。障害のあるお子様方の今後の保育の受け皿として、今現時点でお考えになっているのは、これら今ある公立の保育所、また認可、無認可のそちらの保育所を活用しようというふうにお考えなのか、そういったときの人の体制、保育士さんの体制というのは、今の現行のその法律であるようなゼロ歳児には 3 人に 1 人という、この割合を適用してそういった障害のあるお子さんを今ある保育所を活用してやっていこうというふうにお考えなのか、その辺についてお話をお願いします。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

太陽の家の平成 27 年度からの子供さんをどうするかという話につきましては、太陽の家というのは、やっぱり保育に欠ける子供さんが入っている施設ではまずないということ、なので、保育所に入りたくて障害を持っている子供さんの受け入れという部分につきましては、これからその子ども子育て会議の中で絶対数をいろいろと調査しながら検討していくと、そういうような今状況でございます。

○深谷委員

じゃあ現時点で、役所で考えている考え方としては、その保育に欠ける子供たちじゃないということですね。要は幼稚園に行こうと思えば行ける子だし、そういう子供が今現時点で入所していると。じゃあちなみにその保育に欠ける今後障害のある子が多賀城市で出てきた

場合は、太陽の家がなくなったらどのようにするんですか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

まず、太陽の家に入っている子供さんの中で、やっぱり事情としては普通の幼稚園に行きたいとか、それから保育所に行きたいとかというような事情ももちろんございますので、保育所の中でも当然障害児保育をやっている保育所のほうでの定員もございますので、多賀城市内で障害児保育を必要としている子供さんがどれぐらいなのかというのは、先ほど言いましたように、これから子ども子育て会議の中で事業計画というのを策定していくんですけども、その計画の中には障害児保育をやる施設がどのぐらい必要なのかとか、そういったことも決めていくような形になります。そうすると、当然そこで必要なマンパワーの確保をどうするのかとか、そういう議論になっていくというのがまず一方でございます。

それから、先ほど言いましたように、太陽の家の中で今入っている子供さんの中で保育に欠ける子供さんじゃなくて、幼稚園に行きたいとか、そういう子供さんなんかも当然出てくると思うんですけども、当然現場のほうでは大変不安だったりだとか、あるいは親御さんもそうだと思います。そういう意味で、太陽の家、先ほど深谷委員おっしゃったように、児童発達支援センターという形で平成 27 年 4 月からスタートするんですが、その中では通園部門というサービスと相談部門というのと、もう一つ、保育所等の支援事業というのがありまして、要するに太陽の家を拠点にして専門の職員だったり、指導員が実際に親御さんの要請に基づいてその施設に行き、その子供さんの保育なり何なりのいろんな指導をしたりだとかという、そういうメニューも 4 月からは考えておりますので、そういう形でフォローしていくというそっちの側面と、いろんな形で障害をお持ちのお子様方の家庭の状況に合った支援をこれから考えていくということにさせていただきます。

○深谷委員

それはとても安心しました。現行の今の保育所のほうで急に太陽の家がかわって、その子供たちが保育所に入ってきて、実際に僕の子供が入っていったときに、保育所の中にいらっしまったことがあって、やはりそうすると保育士さん 1 人つききりなんです。だから、3 人に 1 人、一応法律上こういうふうにはなっていますが、実際に手が人の倍も、2 倍も 3 倍もちょっとかかってしまうので、そこはやっぱりそういったところで対応になると、ほかの子がやっぱりちょっとおろそかになってしまうという部分があるので、そういったところにはぜひちょっと今の聞いてちょっと安心したので大丈夫です。

さっき質問したので一つだけちょっと、1 個最後にこれかわるので、定員が 100 だったらその 120 人、2 割までは認められているというのは法律で認められているものなのか、ちょっとそれを済みません。

○但木こども福祉課長

2 割増しというのは法律で認められるということで、弾力的な定員の運用ということで、待機児童の受け皿というふうな活用ができるというふうなことでございます。

○深谷委員

その弾力的な活用をして、現時点の待機児童が 83 名ですか。

○但木こども福祉課長

確かにそうですが、3 歳未満児が多いということと、特にゼロ歳児が多いというふうなことになるかもしれませんが、それぞれやっぱり定員枠が決まっているというふうなこと、あるいは配置人数も決まっているというようなこともございまして、そういった意味でなかなか減少には至っていないというふうな状況でございます。

○深谷委員

ということは、箱をつくって解消しますか。

○但木こども福祉課長

そういった意味では、今後子ども子育て会議の中で議論していきます小規模保育事業であったり、家庭的保育であったり、その地域型保育事業と言われる事業を、これは 3 歳未満児を原則として受け入れる事業になりますので、そういったものをやはり活用していく方向で事業計画のほうに、子ども子育て支援事業計画のほうに反映していきたいというふうに考えてございます。

○深谷委員

そのいろんな政策を使って待機児童を減らすということはぜひ 27 年度までにやっていただきたいんですが、やっぱり今言った弾力的な運用を図るときに必要なのは、面積じゃなくて保育士さんですか、ということは保育士さんの確保できないというふうな現状が、結果として弾力的に運用すれば何人か減らせるものが減らせていない現状だということも一つの認識としては持っていていいですか。

○但木こども福祉課長

保育士の確保につきましては、当市のみならず県内全体の課題でもあるというふうな、全国的な問題でもございますけれども、そういった意味では、県のほうも今年度新たな事業ということで、その保育士の確保に向けたコーディネートであったり、人材確保のバンクというふうな、そういった制度も県のほうでも実施しながら確保策を推進していくというふうな状況になってございます。

○深谷委員

やっぱり最後現場である声は僕は信じているんですけども、やっぱり処遇という部分なのかなと。その処遇という部分に対して、国に求め続けてでも待機児童ふえる一方なので、やっぱり市としてできること、またそれで県で補ってもらえそうなところ、やっぱりそういった部分はぜひ積極的にやっていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか、市長。

○鈴木保健福祉部長

今市長にというふうなことでなんですが、市長からは今委員がおっしゃいましたように、いわゆる待機児童ゼロを目指して取り組みというふうなことの指示を受けて、今子ども子育て会議の中で検討を始めたところでございますが、いずれこの 9 月以降アンケート調査を

させていただきます。いわゆるニーズ調査というふうなことで、当然幼稚園に行く子供さん、それから保育所に行く子供さんというふうなことで、どれだけの需要があるのかというふうなことになりますので、その辺の実際の数字をつかまないとどれだけ整備していったらいいのかというふうな根拠がありませんので、今後のそういったものをごらんになっていただければというのがまず 1 点です。

それから、保育料の、今回の国の見直しの中で、いわゆる保育料の公定価格といいますか、新しい保育料の考え方というのがまだ公表されていません。したがって、国のほうでも今そういったものを検討しているという状況ですので、そういったものを総合的に勘案しながら、どういった新たな支援制度が必要なのかということも改めて再構築したいというふうに考えているのが 2 点目です。そういう中で、もし国がこれから出してくる中身を見て不足があれば、これは国に対して強力に要請をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○深谷委員

そういったところもやっぱり出ました。子ども子育て会議で認定こども園についてもやっぱり骨太の部分がよく見えないと。やっぱりそれが現場に届いていないというのが現況だというふうに思いますので、ぜひそういった部分に関してはやはり現場とのコンセンサスを常にとっていただきながら対応していただければというふうに思います。

保育士が確保できて、一時預かり保育で、例えば 1 週間預けて、1 カ月預けても、例えば今多賀城市でやっているところだと 2,000 円ですね、1 日。1 日 2,000 円で預けて、30 日預けて 6 万円なんですね。多賀城市のマックスの保育料というのは 6 万円なんです。お金のある方は保育に欠けるという要因を満たして保育所に入らずとも、一時預かり保育で対応可能な方々もいっぱい出てくるんです。そういった部分をやっぱり上手に把握しながら、待機児童の解消に向けて 27 年度ゼロになるように努力していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○根本委員長

ここで休憩を行います。再開は 3 時 20 分といたします。

午後 3 時 11 分 休憩

午後 3 時 19 分 開議

○根本委員長

再開いたします。阿部委員。

○阿部委員

7-2 の家庭相談事業 259 ページと、あとは太陽の家管理運営事業 279 ページ、2 点についてお伺いいたします。

初めに、259 ページの家庭相談事業でございますが、こちらにつきまして、これまでの取り組みの評価を見ると、順調ではないというふうになっております。こちらは終結率が 24

年度下がっているというところで順調ではないというふうになっているのかなと、このように思いますけれども、この相談の相談員が3名体制と、1名増員して3名体制となりましたと右上のほうに書いてありますが、相談の受付時間は9時から5時15分までと、このようになっておりました、下に括弧書きで緊急時は24時間体制と、このように書いておられますけれども、この緊急時の相談はどのくらいあったかわかりましたら教えてください。

○但木こども福祉課長

済みません、ちょっと緊急時の件数はつかんでございませんでした。申しわけございません。

○阿部委員

つかんでいないということでございますが、これは5時15分までと、通常平日の9時から5時15分、17時15分となっておりますけれども、この緊急時というのは24時間体制となっておりますが、5時15分以降、翌日の24時間体制ですから、9時までの間というふうに考えますけれども、これ土日もこの緊急時の対応というのは土日、祝日も対応しているのでしょうか。

○但木こども福祉課長

はい、そのとおりでございます。

○阿部委員

そうしますと、この連絡先というのは、通常の連絡先と緊急時の連絡先は同じ連絡先になっているのでしょうか。

○但木こども福祉課長

家庭相談員そのものも携帯電話を持ってございまして、関係機関との連携ということで使用しております、休日であれば警備員であったり、そういったところに通報がきた場合とか、あるいは学校からの通報であったり、警察からの通報であったり、児童相談所からの通報であったりに対応しているというふうな状況でございます。

○阿部委員

今DVとか離婚の問題などでその子供さんがいろいろ悩みを抱えているというケースも多くなってきております。そのようなところから、こちらの実務者会議が一番下、成果の向上のところ、向上の余地は大であるというところにチェックされておりました、下から2行目、実務者会議を年に3回開催しているということで、これタイムリーな見守りができるようにということで、年に3回開催しているとありますけれども、年に3回だけでタイムリーな見守りが、情報が得られるのかどうかというのがちょっと疑問に思いますが、その点はどのように認識されていますか。

○但木こども福祉課長

全体が集まりますその実務者会議、関係機関の方々に集まっていたく全体会議は年3回ですが、それ以外にやはり個別のケースごとの検討会議が情報共有という意味合い、あるいは適切な支援という形では重要になりますので、昨年ここに記載しておりますように18ケース31回開催してございますけれども、そういったものを適宜活用しながら適切な支援

活動を行っているというふうな状況でございます。

○阿部委員

本当にいろいろこの問題が解決できるようにしっかり支援をしていただける体制をお願いしたいということと、緊急時にどのぐらいの件数がやっぱり受付があったかというのはしっかり把握をされたほうがよろしいのではないのかなと、このように思います。

それでは、続きまして、279 ページ、太陽の家管理運営事業のほうでございます。

ここのところでも、この評価は事業状況順調ではないというところにチェックがされておりまして、統合保育の目的が達成されていませんというふうになっております。このようなことから、先ほど深谷委員のほうからも話しありましたが、平成 27 年度に児童発達支援センターを開設していくと、こういう流れになるのかなと、このように思いますけれども、現状今、今度 25 年、26 年、まだ 27 年度までには時間がありますが、その中で 24 年度の取り組みでございますけれども、ここに心理士と言語聴覚士、作業療法士ということで 3 名の専門の方が相談でいろいろ保護者の相談を行いましたと、ここに書いてありますけれども、時間が 6 時間、6 時間、6 時間と書いてありますが、太陽の家を利用している保護者の皆様が相談したいときにきちんと相談できる体制が整っているのかどうか、この辺についてお伺いいたします。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

この専門の先生方の相談につきましては、年間の計画といえますか、子供さんの大体 1 日 2 人から 3 人という形で決まっているんですけども、事前にどんなことを相談したいかということなんかも紙に書いて事前に相談をするというような形にしまして、それで必ずみんなが均等に相談ができるようなということで対応してございます。

○阿部委員

皆さんが均等に相談ができるようにということで対応しているということでございますけれども、例えば障害の程度によっていっぱい相談したい保護者の方も中にはいらっしゃるのかなというふうに思いますが、そういう例えば保護者の方が相談できるときに、例えばあなたは均等で月に何回とか、あるいは年間計画でも何回だから、もうちょっとほかの人にその時間を回さなきゃいけないということで、相談が受け付けられないというようなことはないですか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

例えば本当に緊急な相談がしたいとかということについては、それは現場でそういう対応はしてございます。ただ、例えば遊びの場面とか、食事の場面とか、いろんな場面で気になることはなんでしょうとか、その子供さんの発達によってどんな運動を、どんなことを遊びの中に取り入れたらいいんでしょうかとか、そういった不安ってたくさんあると思うんです。そういうのをやっぱり事前に保護者の方から相談を受けておいて、専門の先生に的確なそういう指導をしていただくという、そういう予定をちゃんと組んでやっているので、それ以外に例えばどうしても先生に聞きたいことがあるんだけどもみみたいなこと

については、それは現場の判断で対応させていただいています。ただ、とてもすばらしい先生方なので、本当に皆さんたくさんもっとうまいなというようなのは現状としてはあるようでございます。

○阿部委員

27年度から児童発達支援センターになるということですが、現在太陽の家を利用している保護者の方が27年度から大きく体制が変わってしまうということで、不安になっている保護者の方もいらっしゃるのではないのかなと、このように思いますが、保護者の皆さんへの説明、27年度からこういうふうになりますよということは利用している保護者の方には説明は行いましたでしょうか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

昨年11月に皆さんのほうに方向性説明させていただいた後にももちろんしてございます。あとは現場の中で職員、指導員とかからの説明もしていますけれども、あとまた改めて説明会といいますか、皆さんからのそういったいろんな意見を聞く場とか、こういったこともこれから考えております。そういった意見をやっぱり新しい児童発達支援センターのほうに反映させていきたいという思いがございますので、そういう意味でヒアリングといいますか、そういったことでこれから何回かお話をしていくことになると思います。

○阿部委員

ぜひ保護者の方の意見を聞いていただきながら、この発達支援センターが現状よりもよりいい形でまた相談が受けやすい体制になるようお願いしたいと、このように思います。以上でございます。

○柳原委員

248ページの保育所運営事業についてですけれども、24年度は被災者の保育料の減免を行っていたと思うんですが、今年度はまだ減免の通知がきてないということをお聞かせたんですけれども、今年度もこの事業は続ける予定なのでしょうか。

○但木こども福祉課長

今年度も保育料の減免の実施に向けまして、現在準備中というふうな状況でございます。

○柳原委員

できるだけ早く減免通知が届くように引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、250ページ、私立保育所の一時預かり事業ですけれども、一時預かり保育事業、浮島保育所で2,112人、大代保育所で819人と、大変登録者も利用者もふえている状況なんですけれども、この表の中で待機児童数がゼロと書いてあるんですが、現場の方に聞くと、大変申し込みが多くてもう限界だという声があるんですが、何で待機児童数はゼロになっているのでしょうか。

○但木こども福祉課長

確かに利用、1日定員10名ということで、それぞれ実施をしていただいておりますけれども、今のところ実績を見ますと、浮島保育所が昨年度が2,224人で、ことしが2,112人と

ということで、そういった数をつかむ中で待機者はいないというふうな状況で確認をしてございました。

○柳原委員

待機者がないということは、一時保育を受けたいと思う人は申し込めば入れるという状況だというふうに理解しているのでしょうか。

○但木こども福祉課長

今のところ利用できる状況かなというふうなことでは認識しておりますけれども。

○柳原委員

私が保育所の先生から聞いた話では、もう一時保育はパンク状態だと、ぜひほかの保育所でも一時保育ができるようにふやしてほしいという要望を伺っておりますので、これはちょっと書き方がおかしいのではないかというふうに思います。他の保育所でも一時保育をふやしていくという計画はございますでしょうか。

○但木こども福祉課長

この全体計画欄に記載しておりますとおり、今後多賀城すみれ保育園で実施をするというふうなことで、現在調整をしているところでございます。

○柳原委員

公立の保育所では一時保育の実施は考えてないのでしょうか。

○但木こども福祉課長

一時保育を実施するというふうな状況になりますと、施設の問題もあるというふうなこともございますので、現在のところは実施する予定はございません。

○柳原委員

今度桜木保育所が新設されることになりましたけれども、例えば桜木保育所で一時保育が実施できるような、そういうスペースとかを事前に確保するというようなことはお考えでしょうか。

○但木こども福祉課長

新たな桜木保育所につきましては、基本的に災害復旧ということで、現在の部屋というふうなものをベースに基本設計しておりますので、現状としては一時預かりを実施するようなスペースが、現在のところは設けていないというふうな状況でございます。

○柳原委員

何かそういうふうなちょっと固く考えないで、ぜひ、せっかく新しくつくるのですから、そういう一時保育もできるような方法を何とか研究していただきたいと思うんですけれども、これは答弁をお願いします。

○但木こども福祉課長

今後の保育所の運営方法を検討していく中で、それも含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○柳原委員

では、ぜひ強く要望しておきたいと思います。

まだあるんですけども、251 ページ、私立保育所建設補助事業ですけども、この事業、取り組みの評価の一番下に平成 24 年度で事業は終了しましたと書いてあるんですけども、これをそのまま読むと私立保育所の建設にはもう補助は出さないんだというふうに読み取れるんですが、これはどういう意味でこういうふうに書いてあるのでしょうか。

○但木こども福祉課長

この記載につきましては、平成 24 年度でのその成果の向上という意味での記載でございますので、24 年度で終了したというふうなことではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○柳原委員

これは 25 年度また新たにやるということですか。

○但木こども福祉課長

この私立保育所建設補助事業につきましては、安心こども基金を活用した県事業の補助金でございますので、平成 25 年度もこの制度は残っておりますので、活用ができれば活用は可能だというふうなことでございます。

○柳原委員

そうであれば、24 年度の事業は終了しましたが、引き続き 25 年度も継続予定ですとかというふうに書くべきであると思うんですが。

○但木こども福祉課長

そのような意味からしますと、表現が足りなかったということでおわびしたいと思います。

○佐藤委員

7-1 の 150 ページ、安全で快適に暮らせるまちの基本事業の 1-1-5、災害支援体制の確立で、真ん中の防災無線広報装置のふぐあい件数が、27 年目標でゼロ件というふうに目標が書いてあります。現状ではどのぐらいの苦情がきて、どういう状況なのか。

○角田交通防災課長

24 年 3 月末で同報系が設置完了したわけですけども、4 月 1 日から稼働したわけですけども、その後いろいろな苦情、聞きづらい、聞こえないということがございまして対応してまいりました。そんな中で、当初に比べると大分そういう苦情は減ってきたというふうに認識してございます。

○佐藤委員

具体的に件数は数えるいとまがないと言ったほうがいいのかどうか、よくわかりませんが、減ってきていると思うという状況の捉え方でいいんですか。

○角田交通防災課長

そのとおりです。

○佐藤委員

大変正直なお答えでありがとうございます。きのう大変大きな災害がくるということで、皆

さん市民の方は大変不安になっておられました。桜木の方から二、三件私お電話いただいたんですけれども、1件の方は私3回ぐらい電話出られなかったものですから、けさまたきまして、やっと電話に出られてお話をお聞きしました。その方は市にも担当課にも電話をしたとおっしゃっていましたが、全く広報無線が聞こえなかったと。何ぼ耳をすませても聞こえないので、桜木の県営住宅にいるお友達に電話をしたら、そこでも聞こえないというので、桜木のその方は二丁目かな、仙塩病院の後ろのほうに家を中古で、被災者でお家を買って住んでいらっしゃる方ですけれども、その方がそういう思いをして、そうしたら市のほうに電話をしたら、とにかく重大なときがあればサイレンを鳴らすから必ずそれは聞こえるというふうに言われたと言うんです。

しかし、重大なときというのはどういう状況を指すかわかりませんが、即その場でじゃあ避難しろとあって、その方は私足も痛いし、膝も痛いし、すぐ立ち上がれと言われても立ち上がれないんだというようなお話もしていましたけれども、そういう意味では、やっぱり事前にきちんと聞こえるという広報が本当に大事なのではないかなというふうに私改めて思ったんです。

その前にちょっと1カ月か2カ月ぐらい前には、笠神の方から、今度保育所に戸別の防災の受信機が入りましたよね。大変それはいい施策だなというふうに評価をするんですけれども、その方が市の広報か何かを見て、家もさっぱり聞こえないと、この戸別受信機欲しいんだけど、何ぼするんだか聞いてみてと言われてお聞きしたら、7万円ぐらいするということであきらめたとその人はおっしゃっているんですが、そういうことではそういうものにも手を出したくなるぐらい聞こえないということに対してストレスを皆さん感じていらっしゃるんですね。ですから、そういうところで本当に受けとめていただきながら、どういう対応をとっていくのかお聞きをいたします。

○角田交通防災課長

実はきのう台風18号接近に伴って、何回か流しました。きのうは10メートルを超える風のせいもありまして、チャイムは聞こえたけれども、何しゃべっているかわからないという苦情も受けました。それから、お約束をして2件の方は住所とお名前を言っていただきましたので、後日改めて聞きに行きますということにしました。その風の強いときに桜木の県営アパートの中だと、なかなかやっぱり現実問題としてできない場合もございます。きのう私どもとして対応したのは、放送したのを災害テレホンということで、電話番号をかけますと、そこで今言った内容が聞けるようなシステムもございますので、そういうことを御案内しました。

それから、この台風がきて何か言っているんだなということであれば、その他の方法としてラジオ、テレビをつけて、今現在台風がどの辺まできているのか、サイレンで聞こえない場合はその辺の情報も市民側としてはキャッチしていただければいいのかなというふうなことで、できるだけ防災無線で一括したいのは山々なんですけれども、諸条件によって聞こえない場合もあるということも御了解願いたいと思います。

○佐藤委員

うんと素人考えなんだけれども、ピンポンパンというのはどこにでも聞こえるんです。人の話し声が聞こえないというところに私はすごい弱点があると思うんだけれども、そういうのは改善できないものですかね、3億円もかけてつくったんですよ。

○角田交通防災課長

今までこの1年数カ月間にいろんな形で試してみました。男性の声がいいのか、女性の声がいいのか、若い方がいいのかどうか、いろんな勘案をしますと、やっぱり若い女性の声がふだんのこういうお知らせですね、きのうみたいな。数時間後に、きのうですと2時から3時の間ぐらいに最接近しますというふうなことを、きのうは一発目は私が一番一等最初に着いたものですから、しましたけれども、あとは女子職員にさせていただいたということで、とにかくできるだけ努力はしてはしまして、ただ、100%はできません。今までのあれを見ますと、必ず放送すれば1つ、2つは苦情の電話がくるので、その辺は言いわけではないんですけれども、やはり先ほども申しましたように、強風等の条件が悪いとなかなか聞こえづらいというのはございます。その辺だけは御了解願いたいと思います。

○佐藤委員

笠神の方がおっしゃっていたんです。そういう課長のところにお話ししに行き、値段をお伝えしながら、とにかく頑張って聞こえるように努力をしているから、とにかくそういうわけですという何だか言いわけにならない言いわけをしてきたんですけれども、その方は七ヶ浜町の方に知り合いがいて、七ヶ浜町は何かどういう状態かわかりませんよ、その人の表現をかりると、1軒ずつ聞こえますかと聞いて歩いていったというんです。そういう部門では、ああそうなんですかということで帰ってきたんですけれども、そういう努力のようなものはどうなんでしょうか。もししておられれば。

○角田交通防災課長

この1年数カ月間、その新しいシステムの中でございましたので、私とにかく面会できる方については一緒に現場に行き全部聞きました。数にしますと30回前後になろうかと思えます。御納得していただいた方もおりますし、こちら反省してちょっとだけお時間くださいということで、スピーカーの種類やタイプをかえたりしてやってきました。そんなところで、今後も何かあればその辺は真摯に受けとめまして、現場に行きその訴えてこられた方と一緒に聞いて、まだまだ改善しなければならぬというところがあれば、改善に向けて努力したいと思えます。

○佐藤委員

この件については、私ことしの夏です。ある経験をしたんです。伝上山のあたりをちょっと用事で歩いていましたら、昔の20年ぐらい前の知り合いの方に会いまして、女性の方ですが、何か元気なさそうに歩いていたので、「どうしたの」と聞いたら、子供さん2人いるの知っていましたから、「子供たち元気」と言ったら、「ううん、娘亡くなったの」と言うんですね。「ええっ」と言って「何で」と聞いたら、宮内で津波で亡くなったと。その

方は伝上山に家がありますから、何で宮内にいたかという、その日はたまたまお友達のところで宮内で泊まったと。次の日、そういう状況なものだから、地震がきたので、こっちでは危ない、危ないと言っているから、宮内に電話をかけたんだそうです、お母さんがその娘さんに。「津波くるから早く戻ってこい」と言って電話をかけたら、「こっちでサイレン鳴らないから大丈夫だ」と言って、その人は宮内で用足しをしていたと。それで、結果的に亡くなってしまったというお話でした。

お母さんは、その後後遺症で2年ぐらい何か病院に入院してて、やっと退院してきたばかりだという状況のところでお会いしてお話を聞いたんですが、全く言葉もないという状況でございました。そういう意味では、やっぱり二度とこういうことがあってはいけないというふうに思うんです。そのための防災広報装置だとも思うんですね。ぜひその辺のところの努力を重ねていただいて、27年とは言わずことしでも来年の早々でも、もう本当に安心して任せられるような、暮らしをゆだねられるような整備をしていただきたいというふうに思うんですが、防災課長は一生懸命やっているのは私もよくわかっています。全体で課長代表して返事して。

○角田交通防災課長

ちょっともう一つ、きのうは強風だったものですから、とにかく非常配備職員、それから消防団、8分団まであるわけですけども、現地班13班と消防団8分団21、公用車を使ってその辺の風対策にも少しでも市民が聞こえるようなことでということで、職員に回っていただいたということです。

それから、今お話しあったようなことは本当に我々市民サービスの機関でございますので、とにかく皆さんの声を反映できるように今後とも努力したいと思います。

○佐藤委員

努力を見ていきたいというふうに思います。私のところに電話がこないようにしてください。

次、消防団関連事業のところ、155ページです。婦人防火クラブの話をちょっとしたいんですが、どこにも見当たらないのでここでさせていただきます。

婦人防火クラブだけではないんですけども、今さまざまな補助金が削られて、障害者の方たちの活動や何やらに大変御不便というか、痛みをかけているというふうなことと思うんですが、婦人防火クラブも直接的に大変だと、活動大変だというような声が今私のもとに寄せられております。一時期は最高17万円あった補助金が今5万円減らされて12万円になってしまったと。12分団あるのかな、婦人防火クラブ。そこに1万円ずつおろして、しかし、婦人防火クラブの上部組織、塩釜地区の婦人防火クラブの何かそういう上部組織があるんだけど、そこに1万円ずつ会費として納めなければならない。だから、実際手元にはプラス・マイナス・ゼロだというようなことなんですということで、なかなか活動が、今回震災の活動も含めていろんなところで頑張っていたわけですが、活動が思うようにいかないと、会員もふやす活動もなかなか大変だというような悩みをお聞きいたしま

した。

そういう意味では、なかなかここだけ補助金をふやせという要求もできないとは思いますが、何とか活動、ボランティアで頑張ると、今は一生懸命仮設住宅めぐりもしていっているのかな、何かそういうところで頑張っている方たちに対する補助金ということでは、少し知恵を出す場面もあってはいいのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○角田交通防災課長

まず、婦人防火クラブは任意の団体なものですから、過去には今 12 クラブあるんですけども、もっと多かったです。少なくなった理由としては、各町内会といいますか、各区から補助金をもらっていたんですけども、小さい行政区ですと、もう婦人防火クラブまでやれないというようなことがありまして、解散したところがありました。そんなこともありまして、減ってきていたわけでございます。

それから、今おっしゃったように、一律外郭団体に対しての補助金が一律カットされた時代もございまして、だんだん減ってきたということもございまして、今委員がおっしゃるような声は私にも届いてきましたので、ちょっと考えましたんですけども、建前上婦人防火クラブは、全戸加入というのが原則にしていますので、やっぱり市民の御理解をいただいて、この団体に協賛金とか、企業等が協賛金等をお願いできないかなとか、それから、今各クラブの、市内の加盟している 12 クラブの単位クラブの財政状況もわかりませんけれども、その辺の多賀城市婦人防火クラブ連合会に対しての負担金を今 5,000 円とか 1 万円をもうちょっと上げていただけないかなと、その辺をこの半年間考えまして、来年度に反映できるところは反映したいというふうに考えてございます。

○佐藤委員

ぜひ努力をお願いして、少しでも活動が豊かなものになるように支援し、市で知恵を出すということでは頑張っていたきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次、159 ページです。宅地かさ上げ補助金、これ何か変だと思わないですか。取り組みの評価で、100 件の制度利用を見込んでいましたが、実績 7 件と大幅に当初計画を下回りました。これは反省というか、どういうふうな思いで書いたか聞きたいんですけども、それはいいとして、拡充された被災者住宅再建制度とあわせて利用することにより、建てかえに伴う個人負担が大幅に減少すること、これってこの事業の評価ではないんじゃないですか。これを書いたということは、上のほうの震災により大潮満潮位未満、TPO.7 メートルまで沈下した地域内でのという条件を外すということですか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

まず、100 件の制度利用を見込んで実績 7 件というのは、これ事実でございます。それから、この 6 月に制度が始まりました住宅再建の支援制度によって、住宅再建が進むのではないかと、こういう見通しを持ったわけです。これはことしの 3 月の段階なんですけれども、

この対象区域、桜木と栄になりますけれども、持家の住宅で全壊したのは54件ほどあるんですが、54件のうち3月末時点で8件の再建なんですね。つまり再建が進まない。その再建を進めるためにこの制度で一定の促進が図られるのではないかと、そういう意図で書いたということでございます。

○佐藤委員

この順調ではない理由のところ、建てかえに伴う個人負担が大幅に、だから、住宅再建制度、今回提案されたものは、それはそれでいいんですよ、だけれども、この宅地かさ上げは条件は変わらないわけでしょう。そうすると、それによってふえるということはありません。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

宅地かさ上げは、住宅を再建するときに宅地のかさ上げをするわけですから、住宅の再建が進まなければ宅地かさ上げも進まないということになります。したがって、その再建が進めば、宅地かさ上げをする方もふえるだろうという意図でございます。

○佐藤委員

幾らかわかった気がしたんですが、それはちょっと違うでしょう。やっぱり宅地かさ上げに対するきちんとした補助制度が条件が緩和されてこそ進むのであって、あきらめてかさ上げしないで建てる人いっぱいいますよ。今でもいます。ですから、ちょっとこの書き方紛らわしいというか、不正確というか、ちょっと訂正を求めますね、私は。この制度そのものがそれを推進、住宅を建てることに貢献していくということは、この基準を変えなきゃだめですよ。基準を変えないとこの制度は利用されません。家は建てるけれども、かさ上げはしないというような状況しか出てこないと思いますよ。どうでしょう、部長。

○鈴木建設部長

恐らくおっしゃっていることは、基準を下げることによって今桜木、栄に限定されている地域が拡大すればふえるだろうというお話だと思うんですが、基準を下げれば、今次長から言ったのが、宮内、桜木地区でさえも54件全壊して、建物建ってない状態の中で、再建した人が8件、その方々はかさ上げも使って再建しているという状況ですから、ほかの方々は再建すること自体がなかなか難しい状況なので、こういう再建制度があれば、建物の住宅の再建と同時にかさ上げも進むだろうということなので、その対象になっている桜木、栄でさえも54件のうち8件しかなくてないから、この再建制度を活用していただければかさ上げも進むだろうという意味でございますので、ちょっと状況を見ないとわからないということです。今後の状況を期待したいと。

○佐藤委員

言っている意味はわかりますけれども、私は違うと思います。やっぱりかさ上げはかさ上げできちゃんと基準を受けやすくしてあげて、そしてさらに、この住宅再建制度を上乗せしてあげることが住宅定住促進につながっていくんだというふうに私は思います。ちょっとそれは発想を入れかえたほうがいいですよ、部長。どうぞ御答弁を。

○鈴木建設部長

これは再三にわたって基準については議論させていただきましたが、あくまでもうちのほうは排水の非常に地盤沈下によって公的な部分での下水道事業ではなかなか対応できない部分について、ある一定の基準を持ってこういう制度を定めたと。ただ、それにしてもやっぱり住宅再建といっても相当のお金が必要ですから、これについてはなかなか進まないということはありますが、今回の被災者住宅再建支援制度でかなり進むのではないかと期待を込めて、今回来年度の今後の動きを見定めていきたいなというふうに考えてございます。

○佐藤委員

ここは、だってこのかさ上げ制度に対する評価でしょう。この文言おかしいと思うよ。かさ上げ制度があるから、住宅いっぱい建ちましたというならわかるけれども、ほかの一緒にあわせて増加するものと思われますというのは、ちょっとこの事業の評価には当たらないんじゃないですか。違いますか。この事業の評価をここでは書いているんですよ。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

おっしゃるとおり、やや他力本願的な記述になったかもしれません。ただ、宅地かさ上げは、住宅の再建が進まないとこれも進まないという側面がありますので、そういう意味で書かせていただきましたけれども、なお今後は少し検討させていただきたいと、このように思っております。

○江口委員

3問お伺いします。

第1問が168ページの災害用備蓄品整備事業、2問目が157ページ、自主防災組織支援事業、3点目が192ページ、橋梁の長寿命化修繕計画策定事業も関連して195ページですが、緊急避難路整備事業、この2つで1本にしますけれども、最初に、168ページの災害用備蓄品整備事業であります、主食を中心として5カ年計画の初年度ということで、24年度進捗率、備蓄率103.5%ということで、順調に進んだのかなというふうに思っております。品目によってはまだまだこれからというものだろうと思いますが、事務事業の改善、改革経過のところ、これは従来から分散備蓄についてやってくださいよということでお願いしておるわけですが、大規模災害時指定避難所及びその他災害指定避難所区別してございますが、どの程度進んだのか、進んでいるのかということをお伺いしたいと思っております。

○角田交通防災課長

計画では、大規模災害時指定避難所の市内小・中学校10校プラス総合体育館、文化センターに倉庫を先週納品完了しました。ちょっと八幡小学校だけは事情があって後回しで1カ月、2カ月後になります。10月末ぐらいまでにはそこに入れる備品などがそろいます。その時期と合わせて、今現在置かせていただける学校とか、西側駐車場奥の資機材倉庫などにあるものを今委員がおっしゃったように分散備蓄、適正配置に努めてまいりたいというふう

うに思っています。

○江口委員

大規模指定避難所はやっぱり優先されるべきだということで、そういう考えのもとに進められるとは思いますが、3・11の震災でやはり津波避難ビルに避難する方、あるいは公民館、近くの集会所、こういったところに結構避難されているわけです。私も公民館のほうに避難したんですが、ちょっと観点を改めて、関連ですが、ホームページ見ますと、一時避難場所ということで、ホテルとか、これが多分スーパーとか、20カ所ぐらいですか、20件ぐらいというか、記載をされています。そのうちの2件は現在受け入れられてないというようなことであるんですが、これが避難ビルだと思うんですけども、中にはスーパーとか、あるいはホテル、そういったところはそれぞれ支援協定を結んでいると思うんですが、ある程度支援物資を受けられやすい環境だと思うんですけども、例えば企業とか、全く食料に関係ない企業とか、あるいはマンションとかアパートとかいう避難ビルがございますが、そういったところには以前からちょっと申し上げているんですが、やはり備蓄品を置かしていただくという形で、そういった支援協定の中身個々によってちょっと違うのではないかなという気がするんですが、支援協定の中身まで書かれていないので理解できなかったんですが、そこら辺についてはどういうふうに考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいなと。

○角田交通防災課長

支援協定の中では、一時避難ビルということで、避難する場所だけなので、そこに例えば1日、数日とどまっているというふうなことではないので、備蓄食料まではうたってございません。ですけれども、こちらとしては置くスペースがあれば置かせていただくとか、それから、先方からぜひ場所を提供しますから、少しでも分け与えていただけませんかということがございました場合には、できるだけ要望に応えるようなことで対応しております。

○江口委員

一時避難ですので、長期は考えていませんので、1日、2日水が引くまでというような形かなと思うんですよ。食料については何とか運べると。しかし、濡れて避難したというときに毛布程度ぐらいはあってもいいのかなと、あったまる保温材として。そういう点はこれから検討していただければなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

次に、157ページですが、自主防災組織なんですけれども、長の方とお話する機会がございましたけれども、なかなか資格というか、研修受けた方が自主防災組織の中におられるんですけれども御高齢で、若い人が大体仕事を持っているので、集まろうにもなかなか集まらないというようなことで、ここに書いてありますけれども、自主防災訓練等を実施している行政区の割合が34%と、ですから約3分の1ですよね。残り3分の2はほとんど低調だというか、余りやってないと。

その上の補助金交付数を見ると、交付件数ですか、ゼロ、ゼロ、これは多分宝くじ関係のだとは思いますが、ちょっと中身わからないんですが、私思うにやっぱり活性化しにゃいか

んなというふうに思います。そのためには、まず訓練をやらにゃいかんと。訓練やるためには、やはり自主防災の長を集めた会同をやるとか、あるいは自主防災組織が各行政区に分かれているので、それを一つにまとめるような連合会といった大きな組織にするとか、やはりそこら辺の働きかけをやらないと、なかなかこれ進まないと思うんですよ。防災計画の中にきちんと自主防災の協力を得ます、非常に大きな役割を担いますというようなことをうたいながら、このような状況では本当に心もとないと。緊急時にやはり頼りにならないというふうになるんだと思うんですよ。ですから、今からやはりきちんとした啓発活動、そういった今言ったことをやらにゃいかんと思うんですが、いかがですか。

○角田交通防災課長

まず、この活動指標欄のC、Dのゼロというところなんですけれども、まずDの23年のゼロというのは、東日本大震災の影響でこちらが主催してできなかったということでございます。それから、Cの補助金の交付件数なんですけれども、これにつきましては、各行政区、自主防災組織偏らないで、去年もらったところは活動しても別なまだ補助金を交付していないところということだったので、ここのところ震災とあわせてそういうことで補助金を交付したところがなかったということでございます。

それで、今広域とか云々ということでございますけれども、まず地域防災計画のリーダーの講習会ですけれども、毎年3月ぐらいに実施するんですけれども、今年度も1年サイクルということで、3月に考えてございます。そんな中で、今委員のおっしゃったようなことも啓発してやっていきたいということと、それから11月4日に総合防災訓練を実施します。その内容、先日8月下旬に第1回目の担当者会議ということで、ほとんどの行政区の区長さん、もしくは防災部長さんのような方が来て聞いていただきました。

今回は一堂に会した展示型の総合防災訓練ではなくて、各地区でいろんなことが起きて、いろんなことをやりたいということで、どうぞそのどういう訓練をやりたいか要望を出してくださいと。その辺で防災関係機関の消防、自衛隊、警察等とタイアップのできることを皆さんで考えましょうということにしています。今おおむね出てきまして、結構な行政区の参加がございまして。9月30日に第2回目の担当者会議をやって少し精査をして、もう第3回目ぐらいをやって11月4日に備えていきたいというふうに考えてございます。

○江口委員

ぜひそこら辺しっかりと自主防災組織が強力な組織になるようにお願いしたいと思います。最後ですが、これ私の勘違いかもしれませんが、192ページの橋梁の長寿命化修繕計画策定事業ということで、平成23年から24年度にかけて修繕計画の策定をやり、今年度は再策定と、対象の橋梁が付記事項のところですが、市川橋を含めて11というふうにお聞きしたんですが、八幡橋は、これは計画策定には入っていないという認識でよろしいんですか。

○加藤道路公園課長

お答え申し上げます。

八幡橋は県道でございまして、市で管理しているものではありませんので、この計画には入

っております。

○江口委員

私はそこら辺ちょっとわからなかったんですけども、よくあそこの橋を使うんです、通るんです。震災前でやっぱり揺れるんですよね。ですから、そこら辺の強度が低下しているように私は感じるんですけども、こういったことで県の計画としてはどういうふうになっているのでしょうか、そうしたら。

○加藤道路公園課長

お答え申し上げます。

県の計画でちょっと把握はしておりませんが、橋自体というのはあらゆる橋が揺れるようにつくってございます。例えば瀬戸大橋もかなり上下するような構造になっております。現在通行どめとかしていませんので、きっと安全だとは思いますが、確認いたします。

○江口委員

多分揺れるようになっているということで、柔軟につくられているんでしょう。でも、基本的にあそこ信号にとまって、橋の上とまってダンプ、大きい工事車が寄るとすごく揺れますよ。これは経験何回もしていますので。ただ、揺れることによってそれが耐震化になっているんだと言われれば、そうなんですけれども、ぜひとも八幡橋の耐震化についてもシデータが入手できたら教えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。以上です。

○松村委員

4点です。まず、1点なんですけど、150ページ、先ほど佐藤恵子委員のほうから質問あった件の関連なんですけれども、防災無線の聞き取りにくいということなんですけど、いろいろ市の当局のほうでも努力されて、我が地域は大変聞きやすく、聞こえるようになったところもありますので、その辺は皆さんの御努力を評価させていただきたいと思います。

ただ、アナウンス、先ほどありましたけれども、どのような話し方が聞きやすいのかというようにいろんな話しがありましたけれども、やはり音はしっかり聞こえるんですけども、ちょっと話し方によって明瞭に聞こえないことってあるんですね。聞こえる人もいるし、聞こえない場合もある、話す方がいろいろ違う場合あるみたいなので。そういうことから、私いつも思うんですけども、やはりアナウンスされる方何人かいらっしやると思うんですけども、その方たちがやはり一度アナウンスのやり方というのを研修を受けたほうがいいのかなと。やっぱりアナウンサーの方の話というのはすごく聞きやすいし、私たちみたいに素人の人というのは、同じ話でもなかなか聞きにくいということありますので、やはり大事な内容を言うわけですので、皆さん一生懸命お話しされているのはわかりますけれども、やっぱりそういう研修も必要かなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○角田交通防災課長

この1年数カ月間にアナウンスしたことについていろいろあって、しゃべるスピードはこのぐらいがいいかなとか、区切りは普通よりも区切ってとか、いろいろ職場内で、交通防

災課内で意見を聞いてそれを参考にしていることと、もちろん市民の方々から早口で何を言っているかわからないというようなこともやってございまして、課の中で教育訓練はやっていたつもりでございますけれども、今委員からそういう御助言がありましたので、今後何かの機会を捉えてそういうプロ的な人に御指導を賜る機会があればやりたいなというふうに思います。

○松村委員

ぜひよろしく願いいたします。

あともう一点なんですが、やはりなかなか風向きとか、そういうので、先ほどありましたように聞こえにくいということも確かにあると思います。あと家の構造とかにもよりますし、あと何か家の中でその人がいる場所とか、何かをやっていたということにもよると思います。それで、私一般質問の中でも提案させていただいたんですが、エリアメールの件なんですが、やはり今携帯持っていないという方はほとんどいらっしやらないと思うんですね、高齢者の方でも。市もいわゆる会社ですか、エリアメールって au のあれを緊急速報メールをエリアメールと言うんですけれども、docomo とか、ソフトバンクも拡充されたと思うんですけれども、そういうものをこういう例えば警報が出たときにはそういうものを使うということはできないんでしょうか。

○角田交通防災課長

それにつきましては、もう実施しております。ですけれども、きのうの場合は、そういう条件、例えば地震がありました、津波注意報が出ていますというふうなことでございませんでしたので、台風接近というのは大体市民の方がわかっていることだったので、きのうはエリアメールの稼働はしませんでした。

○松村委員

一応基本的には気象庁なんかは地震とか、そういう津波とかというときに配信するみたいですが、公共自治体におきましては、災害とかそういう緊急の何か避難とか、そういうときに使うという方向になっていると思いますけれども、やはりこういう苦情が多いというのであれば、やっぱりきのうみたいに警報が出た段階でアナウンスするような場面のときは、やはりそういう方法も皆さんの不安とか不満を解消するという意味で有効なのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○角田交通防災課長

承知しました。

○松村委員

ぜひ検討していただきたいと思います。やはり皆さんそういうものを受けることによって、安心しますし、市はこうして私たちの安全をあれして一生懸命やってくださるというのが伝わりますので、やはり皆さんのせっかくの努力が評価されるようにぜひそういう方向で、多賀城市の場合はそういう場所が多いということですので、検討させていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次なんです、157ページ、自主防災組織支援事業の件、今江口委員のほうからもありましたが、私はちょっと別な観点でお話しさせていただきたいんですけども、自主防災組織の成果とか、今現状がここに分析されておりますけれども、私2月の一般質問で防災士の養成講座を実施されたらいかがかということでお話しさせていただきました。たしかきのうかおとこの河北新報にも、今すぐ防災士の認定を受ける方が急増しているということが一面に河北新報に載っておりましたけれども、それ見て私もなお感じたんですけども、市民には防災リーダー研修というんですか、育成講座、こちらをやって市民の自主防災組織のリーダー研修育成を行っているということでしたけれども、あのときの質問でもお話しさせていただきましたけれども、やはり防災士というのは、もちろん市民もなんですけれども、やっぱり市の職員自体もこの研修を受けてきちんとした専門的な知識とか、あとそういうときの対応、そういうものをできるための訓練とか研修を受けておくということが、私大事だと思うんです。そういった意味から、この前の質問のときに伺ったときは多賀城市には1名しか防災士がいないというふうに聞いておりましたけれども、現状も同じでしょうか。まずその点。

○角田交通防災課長

そのとおりでございます。

○松村委員

やはりそういうふうに今防災に対しての意識が高まって、防災士のあれもふえているということからいきますと、この前の3・11のときも各避難所で、結局そこに担当を通じていろいろ皆さんに、いろいろ整理したりとかやって、市の職員が何名か必ずつきましたよね、各公共の避難所に対しましては。やっぱりそのときに、必ずつくわけですから、そういったときにやっぱりその人たちが、職員の方が防災士の専門的なそういう訓練を受けたり、実働的なそういうノウハウを身につけている場合と、本当に何もなくて、ある程度の知識はあるにしても、ないのとでは全然そこに避難された方の不安とか不満の解消というのには違いが出てくると思うんです。

そういった意味から、どこかの自治体では四国とかあっちのほうなんかはもうすごいそういうのであれしていますから、市長みずから職員全員を防災士の資格を受けさせるという、そういう自治体もあります。そういった意味から、この自主防災組織ということも大事ですけども、そういうことも、今後職員もそういう資格をとっていくという研修に参加していくということが私は大事じゃないかなというふうに思いますけれども、その辺まずいかがでしょうか。

○角田交通防災課長

まず防災士の資格とるのに数万円の経費がかかるということで、今全職員とかいうお話しありましたけれども、予算伴うことなので、今すぐというのはなかなか難しいと思うんですけども、東北福祉大学が大学として積極的にそういう養成機関になってございますので、その講師の先生に頼んで防災士のカリキュラムの一端をこちらのほうで地域での自主防

災の講習会とか、市職員の非常配備時の教育訓練など、そういうときに外部講師を呼んで講習会をしたいなというふうな今考えを持ってございます。

○松村委員

ぜひ、特に職員の方だけでもそういうふうな、全員がそういうものをちゃんときちんとした緊急時の対応ができるような、そして避難所のいろいろ運営に当たれるためにも、ぜひ前向きに検討されて、一遍にでなくともいいですので、年度をかけて何人かずつでもいいですので、やっぱり市職員自体がそういう資格を持っていくというか、それが大事なと思います。退職されてもそれは今度地域に帰って生きていくわけですので、ぜひそういう方向で検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、201 ページです。歴史的風致維持向上計画推進事業についてお伺いいたします。

こちらのほうには事業の成果の報告ですか、そちらのほうには維持向上計画を受けまして、板倉の24年は調査を行いましたという報告がここに書いてあります。それで、これは風致維持向上計画の中に板倉の保存、活用ということが明記されているので、特に今回震災を受けましてこういう事業を24年度はやったと思うんですけども、それでなんですが、ことはそれを移築とか、いろいろそういうことで400万円ほど今年度は予算をつけられているように思っております。

この板倉のことで、やっぱり大事なものは、ただ調査して保存だけでは風致維持向上計画の余り意味にはならないので、これを活用していくということが大事だと思うんですけども、例えば南宮地区なんかを特にそういう区域にしていきたいという計画の中にはありますけれども、そのほかに、今回震災でちょっと壊れたりとか、もう要らないので、もし必要ならば市のほうに寄附しますということも言われていて、それをことしちょっと移転ということで予算計上したかに聞いていますけれども、それで、その移転して活用するような板倉をどこに移転するかとか、どのように活用するかということがまだ明確に示されていないように思うんですけども、その辺示されておりましたでしょうか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

板倉は、今度歴まち計画の基本的な考え方は、今あるところに残して実際お使いいただくというのがこれ精神ですので、その意味で調査をさせていただいて、改修費用の一部を助成させていただくというのがこの制度でございます。それが今年度の予算計上で、400万円の予算計上ですけれども、4棟分の改修費の補助金を25年度予算では計上させていただいたということであります。

今委員御指摘の要らないのでどうぞお使いくださいというのは、これも歴まち法の制度からしますと、ちょっと異質な事業になりますけれども、その場合も移転費用の一部は補助金の対象になっております。今後検討しますけれども、今具体的に何棟をどこに移設するという具体的な計画はまだ立てておりません。これからということになります。

○松村委員

実際何かそういう候補の板倉もあるようですし、これからも出てくるかと思っておりますので、そ

ういった意味から、せっかくそういうものを保存してどこかに移転して活用するということも、これから当然考えてこなきゃならないことだと思いますので、ぜひどういうふうなところにそれを集約するとか、あとどういう活用をするかということ、やはり早急に考えていかなければならないのかなと思うんですけども、その辺の計画をするお考えはありませんでしょうか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

いずれはそういうプランも必要なんだろうというふうに思います。ですから、今後そういう検討もしますけれども、正式な名称が歴史的風致形成建造物の指定という作業がありますので、これについて今後やってまいります。その中で、どうしても重要で貴重なものについては、場所については限定されますけれども、例えば中央公園で活用するとか、そういう検討は今後してまいりたいと、このように考えております。

○松村委員

ぜひ早目にしていただきたいなと思いますので、検討して提案していただきたいと思ますので、よろしくお願いたします。

じゃあ、最後にもう一点なんです、中央公園整備事業についてお伺いたします。

○根本委員長

何ページですか。

○松村委員

済みません、204 ページです。こちらにいろいろ書いてありますが、23 年度までの事業費が 4 億 6,148 万 5,000 円と書いてありまして、36%というふうに書いてあります。それで、これは本来だったら、今やっている計画というのは今年度までの計画だったと思うんですけども、一応ね。今年度までの計画ができていますよね。その計画の進捗状況が 36%ということなんでしょうか。

○熊谷復興建設課長

委員から御質問のあったこちらの付記事項の欄は、施設整備ということで、全体事業費の中の物をつくった部分の充当した金額の割合ということになります。全体事業費についてちょっと御説明いたしますと、よろしいでしょうか。24 億 6,000 万円で今事業認可をもらっておりますが、全体的な事業の進捗状況は 6 割というふうな状態でございます。事業費ベースで 6 割というふうな状態でございます。

○松村委員

いずれにしても、計画がおくれているということは間違いのないと思うんですね。そういったところで、今度今年度中に、来年度からの認可を受けての今年度までだということ、来年度から新しいことしじゅうに計画をもう一回つくり直して、今後 5 年ですか、10 年間の計画を県のほうに申請して認定をいただくというふうに承知しているんですけども、それでなんです、やっぱりその中でちょっとこの中央公園、先ほど竹谷委員のほうからももう少し予算をつけて早目に整備したらいいんじゃないかというお話がありましたですよ。

（「ここじゃない、野球場」の声あり）野球場、多賀城公園ですか、済みません。じゃあ勘違いでした。私野球場と言ったから、あそこ中央公園の野球場のほうを言うのかなと思っていました。済みません。

いずれにしても、すごく竹谷委員も早くトイレとか云々ということで、今までも随分要望していただきましたので、私も同じなんですけれども、そういった意味で、私今回計画つくるに当たって、ぜひ早目に整備計画の中に入れて早目に整備をしていただきたいということから、やはり今度、これも中央公園というのは維持向上計画の中の重点区域に入っていますよね。やっぱり維持向上計画の目的はもちろん市民の憩いの場ということもありますし、あと観光客を受け入れるそういう施設であるということも入っています。

そういった観点からいきますと、今度インターチェンジができます。3年後ぐらいにね。そういったときに、やはりここはすごく利便性がいいし、やっぱり多賀城の特別史跡の魅力とか知っていただくためにも、やはりトイレとか、駐車場の整備というのが緊急性を要するんじゃないかなと思うんです。そういう意味で、全然今のところは下水道も通ってないからトイレもできないとか、そういうような状況でありますし、あと駐車場のほうも全然整備ができていない状況であります。そういった意味から、今回計画をつくる時にはぜひその辺を盛り込む方向で来年度になりますけれども、来年度の計画、提案からのスタートになりますけれども、そういうことも必要じゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○熊谷復興建設課長

まず、事業ができていないという部分につきましては、確かに60%ということですので、今の事業費ベースを単純に平均化しますと、やはり七、八年から10年ぐらいはかかるのではないかなというふうに思っています。それと、事業認可につきましては、25年度までということで、26年3月31日までですから、当然これも事業認可、予算の配分を県、国と相談しながら延ばしてというふうになります。もちろん下水道、駐車場、歴史的風致維持向上計画というのももちろんそれは十分認知しておりますので、それらについては関係部署と調整しながら調整を図っていくというふうな形で整理をしていきたいというふうに思っています。

○松村委員

期待しておりますので、ぜひ前向きによろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○角田交通防災課長

先ほどの松村委員の質問の回答でちょっと訂正をお願いしたいと思います。

エリアメールの関係なんですけれども、エリアメールの配信の可能項目という条件がございまして、避難の勧告、指示、それから津波の注意報、警報、この辺の重大なものについては使用できるんですけれども、台風の情報等は配信可能項目でございませぬので、できないということでございます。申しわけございませぬ。訂正させていただきます。

○柳原委員

252ページの留守家庭児童学級について1点お聞きします。

この取り組みの評価で、入級希望者は全て入級できているため順調ですが、学級自体は過密化傾向にありますと、成果向上のほうでは、定員を大幅に超えている学級もあることから、分級を検討する必要がありますというふうに書いてあるんですが、定員を大幅に超えているところが、今どこが超えていて、その定員と人数を今把握していたら教えてくださいということと、あと分級を検討しているところがもし具体的に検討しているところがあったらお答えをお願いします。

○但木こども福祉課長

9月1日現在の入級児童数になりますけれども、もみじ学級が分級をいたしておりますけれども、現在83名が在籍しているというふうな状況でございます。それから、あざみ学級が66名、うぐいす学級が67名ということで、うぐいす学級、あるいはもみじ学級、あるいはあざみ学級というふうな学級が今過密化というふうな、40名定員からしますと過密化の状態にあるというふうな状況でございます。

なお、具体的な分級ということになりますけれども、現在のところ城南小学校が増築をするというふうな計画の中で、その中に何とか組み入れてもらえないかというふうなことで課の協議を、御相談している状況でございます。

○柳原委員

もみじ学級が83名ということで、定員が40名ということで倍以上入っているという現状がよくわかります。もみじ学級の分級を今度城南小学校が増築されるときに検討をしたいということで、今教育部のほうと協議を進めているというお話でした。ぜひこれはこの過密状態一刻も早く解消するように、ぜひ協議を早急に進めていただきたいと思います。

もう一点、この放課後児童学級の開設時間なんですけれども、夕方18時までということなんですけれども、今保護者の就業の実態からなかなか夕方18時までには迎えに行けないという方もいるように聞いていますけれども、この終わりの時間を延長するというようなことは検討してもいいと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○但木こども福祉課長

留守家庭児童学級の時間の延長につきましては、これまでもたびたび御質問を頂戴しておりますけれども、迎えおくれの状況が極端に遅い方というのは本当にごく少数でございます。18時を過ぎまして、多少おくれまいるというふうな状況でございますけれども、今後の課題といたしましては、今過密化の問題もございましたけれども、新たな子ども子育て新制度の中におきましては、6年生まで対象児童が拡大するというふうなことになりますので、その受け皿の問題と時間的な兼ね合い、この辺などもそういった会議を通しながらいろいろ検討してまいりたいと思いますが、やはり我々としては長時間学校に子供が滞在するというようになりますと、やっぱり日常の生活のリズムというものが子供は大事ですので、その辺も十分加味しながら慎重に検討していきたいというふうに考えてございます。

○柳原委員

でも、今やっぱり親がなかなか迎えに行くのが大変だという切実な要望もありますので、時間の延長というのはもう一度検討していただきたいというふうに思いますが、前向きな検討をしていただきたいと思うんですけども、もう一度お願いします。

○但木こども福祉課長

今の問題も、子ども子育て会議にも御提案申し上げながら、市民の皆さんの意見も伺いながら検討をしてみたいというふうに考えてございます。

○根本委員長

あと質疑のある方はどのぐらいいらっしゃいますか。

お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日9月18日は午前10時から特別委員会を開きます。

本日は御苦労さまでした。

午後4時41分 延会

決算特別委員会

委員長 根本 朝栄